

令和 3 年

三重県議会定例会会議録

(3 月 2 日)
(第 6 号)

第 6 号
3 月 2 日

令和 3 年

三重県議会定例会会議録

第 6 号

○令和 3 年 3 月 2 日（火曜日）

議事日程（第 6 号）

令和 3 年 3 月 2 日（火）午前 10 時開議

- 第 1 県政に対する質問
〔一般質問〕
- 第 2 議案第 3 号、議案第 4 号、議案第 22 号及び議案第 56 号
〔委員長報告、討論、採決〕

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 県政に対する質問
- 日程第 2 議案第 3 号、議案第 4 号、議案第 22 号及び議案第 56 号

会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員	50名		
1	番	川 口	円
2	番	喜 田	健 児
3	番	中 瀬	信 之
4	番	平 畑	武
5	番	石 垣	智 矢
6	番	小 林	貴 虎
7	番	山 本	佐知子
8	番	山 崎	博

9	番	中瀬古	初美
10	番	廣	耕太郎
11	番	下野	幸助
12	番	田中	智也
13	番	藤根	正典
14	番	小島	智子
15	番	木津	直樹
16	番	田中	祐治
17	番	野口	正夫
18	番	野村	保道
19	番	山内	里香
20	番	山本	稔尚
21	番	稲森	初男
22	番	濱井	真治
23	番	森野	衛
24	番	津村	熊野
25	番	杉本	宜三
26	番	藤田	昭義
27	番	稲垣	成生
28	番	石田	正人
29	番	小林	富男
30	番	服部	聡
31	番	村林	孝栄
32	番	谷川	豊
33	番	東	隆尚
34	番	長田	英介
35	番	奥野	智
36	番	今井	

37	番	北川	裕之
38	番	日沖	正信
39	番	舟橋	裕幸
40	番	三谷	哲央
41	番	中村	進一
43	番	津田	健児
44	番	中嶋	年規
45	番	青木	謙順
46	番	中森	博文
47	番	前野	和美
48	番	山本	教和
49	番	西場	信行
50	番	中川	正美
51	番	舘	直人
(42)	番	欠	番

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯	浅	真子
書記（事務局次長）	畑	中	一宝
書記（議事課長）	西	塔	裕行
書記（企画法務課長）	枅	屋	武
書記（議事課課長補佐兼班長）	平	井	利幸
書記（議事課主幹）	櫻	井	彰
書記（議事課主査）	中	西	孝朗

会議に出席した説明員の職氏名

知事	鈴木	英敬
副知事	稲垣	清文

副 知 事
危機管理統括監
防災対策部長
戦略企画部長
総 務 部 長
医療保健部長
子ども・福祉部長
環境生活部長
地域連携部長
農林水産部長
雇用経済部長
県土整備部長
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長
地域連携部南部地域活性化局長
雇用経済部観光局長
県土整備部理事

教 育 長

警 察 本 部 長

廣 田 恵 子
服 部 浩
日 沖 正 人
福 永 和 伸
紀 平 勉
加 太 竜 一
大 橋 範 秀
岡 村 順 子
大 西 宏 弥
前 田 茂 樹
島 上 聖 司
水 野 宏 治
辻 日出夫
横 田 浩 一
河 口 瑞 子
真 弓 明 光

木 平 芳 定

岡 素 彦

午前10時0分開議

開 議

○議長（日沖正信） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（日沖正信） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

例月出納検査報告1件が提出されましたので、お手元に配付いたしました。
以上で報告を終わります。

質 問

○議長（日沖正信） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので順次発言を許します。49番 西場信行議員。

〔49番 西場信行議員登壇・拍手〕

○49番（西場信行） 皆さん、おはようございます。

私は、自民党会派所属の多気郡選出の西場信行でございます。

今日は議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

テーマは四つでございますが、いつものテーマでございます。執行部の皆さん、安心してお聞き取りください。

それでは、1番目に入ります。

県南地域におけるスーパーシティ構想について。

AIやビッグデータなど未来の先端技術を活用して、社会の在り方を変えようとする都市設計の動きが進んできております。

第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略にも、スーパーシティ構想が位置づけられた、そして、昨年5月には国家戦略特別区域法の改正がなされた、いわゆるスーパーシティ法が成立したということです。

その折の国会議論では、規制緩和によって自動運転やキャッシュレス、オンライン診療など暮らしが便利になるとの賛同意見とともに、情報漏えいや権利の侵害といったことを懸念する意見が対立したと聞いております。

さて、本県において、4月末に一部開業から始まって、建設が進む多気町における総合リゾート施設VISIONを拠点にしたスーパーシティ構想の実現に向けて、国に特区申請する自治体の確定、そして、それに共同で取り組む事業者の選定などが多気町を中心に進められていると聞いております。

そこで、現在の取組状況について、まずお伺いしたいと思います。

ポイントとしては、スーパーシティ法が目指す国家戦略特区の意義と目的、

それから地方創生に対する効果、構想実現への今後の進め方と課題、国や関係市町との連携調整、こういったことの県の担う役割、責務といったことについて、御回答をお願いしたいと思います。

〔福永和伸戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（福永和伸） それでは、VISIONを拠点としたスーパーシティ構想の現在の取組状況等について御答弁申し上げます。

AIやビッグデータ等を活用した社会の在り方を根本から変えるような都市設計の動きが国際的に進展する中で、我が国におきましても、いわゆる岩盤規制に突破口を開くことを目指した国家戦略特区制度を活用し、大胆な規制改革とテクノロジー等の最先端の技術の活用により、未来の生活を先行して実現するスーパーシティ構想を進めることとしています。

国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、スーパーシティ構想の早期実現が位置づけられ、地方創生の観点からの機運が高まっております。

今、国においては、昨年12月25日から本年4月16日まで、特区として指定すべき区域、実施する先端的サービス、規制改革等、地方公共団体からの提案を広く募集しております、全国で5区域程度が選定される予定となっております。

県内では、多気町が中心となり、民間事業者が整備を進めている大規模商業リゾート施設VISIONを拠点に、スーパーシティ構想の実現に向けた特区指定を目指しています。

昨年10月には、その推進組織として、伊勢湾熊野灘広域連携スーパーシティ推進協議会が設立され、現在、県内外の9市町、1高等教育機関、22企業が参加しています。これまでに、全体会議が4回開催されたほか、取組を検討している八つの分野ごとに分科会が設置されまして、4月16日の提案募集の締切りに間に合うよう調整・検討が続けられております。

具体的な取組としまして、例えば、モビリティ分科会では、Maasを発展させまして、需要に応じてeコマースの商品を配送する貨物の運搬や買

物代行といった生活支援等のサービスを住民の移動に合わせて提供する新しい移動サービスの開発と社会実装を目指しています。

また、エネルギー分科会では、V I S O Nのほか、地域の公共施設等に木質バイオマス発電等の再生エネルギーとスマートメーターの導入を図り、2030年の脱炭素化の実現に向けて取り組むこと等について検討されています。

こうしたサービスは、高齢化の進展や人口減少などの影響をより大きく受けている地域の生活の利便性の向上等に寄与するものでありまして、県のパートナーである市町が意欲ある事業者や高等教育機関と共に自主的、主体的に先導的な施策で、地域の活性化、地方創生に取り組むものとして、その実現に大いに期待しているところでございます。

県の対応についてですけれども、スーパーシティ構想の実現に向けた取組は、みえ県民力ビジョン・第三次行動計画の重要な視点であります S o c i e t y 5.0やSDG s の観点からも先導的なプロジェクトであり、本県も協議会全体を包括的にサポートするオブザーバーとして参加し、情報の共有や相談体制を整えております。

また、具体的な事業を検討する分科会にも要請に応じて参加して、県が持つ知見やネットワークを活用した情報提供や助言等を行っていくこととしています。

今後も国の動向や他地域の動向など、スーパーシティ構想に係る最新の情報を収集しまして、タイムリーに提供することや個々の事業についての相談等を通じまして、この構想の実現に向けた支援に積極的に取り組んでまいります。

[49番 西場信行議員登壇]

○49番（西場信行） 戦略企画部長、御答弁ありがとうございます。

先ほどもお話がありましたが、事業企画提案というのはこれからですが、M a a Sやあるいはデジタルを活用した観光など、また空飛ぶクルマなどの未来の技術を活用した事業展開が想定されます。こういうようなところから、県南地域における地方創生の課題解決につながっていくことを期待したいと

思います。

現在のところ、この構想について十分理解したとは言い難いのが正直なところでございますが、地方創生のために有効であるとすれば、これを何とか進めていただきたいし、そのために県として役割を果たしていただきたい。特に、関係地域住民の理解、協力というのが大変重要で、こういったことに対する説明とか広報とか、こういうものについて、県も積極的に乗り出していただきたいし、関係市町への支援とともにお願いしたいと思っております。

それと、もう一つ関連してのことを申し上げたいのですが、令和3年度の県の組織改正、ここにデジタル社会推進局が新設されると、こういうことです。これは、まだこれからですが、スーパーシティにおける空飛ぶクルマやMa a S、デジタル観光に関与していくものと思われま。

そういう中で、いろいろ感じるのですが、これまでは既存の部局がデジタル社会の実現やDXに関与してきた。そういう意味では、戦略企画部もそうですが、地域連携部、雇用経済部、観光局などの連携、役割分担をどうするかという庁内体制づくり、調整が大事なんですけれども、先日の代表質問の議論を聞いておりますと、この辺りがまだ十分でないんじゃないかという心配はいたします。この新組織について、全庁的な司令塔としてのCDOを置いて、デジタル社会推進局を設け、県全体をデジタル化し、部局横断的に強い権限で推進すると、こういう説明でありますけれども、率直に所感として申し上げれば、新設のデジタル社会推進局が強い権限を持って、上から押しつけるように、庁内だけでなく社会のデジタル化を推進していくようにも聞こえてくるわけで、今後、就任されるCDOが県行政にて、どんな強い立場になるのか、全庁的司令塔として部局横断的に強い権限を持つなどの説明は、感覚でございますが、あまりよいイメージで理解することは難しいんですな。

今後、こういったことを議会や県民に対して、丁寧に説明していただきたいと、こういうことを申入れして、この項を終わっておきたいと思っております。

續いて、二つ目が、国史跡齋宮のことについて申し上げたいと思います。

今年の新年度予算、知事は発表されるときに、ハナショウブの予算と、このように命名されました。このことは、今までは令和の礎と進路を求めてとか、根を深く掘る深根何とか、大変力の入った表現でされておったのですが、このハナショウブという柔らかい予算名をつけていただいた。言われておりますように、こういう昨今の状況の中で、県民の気持ちを和ませるという思いもあられたのだらうと思ひまして、私も賛成でございます。

齋宮の質問に移るので、少し関連して申し上げますと、県の花はハナショウブ、私の住む明和町の町の花は、ノハナショウブでございます、これはハナショウブの原種、野生種でございます。花は小さいのですが、紫色のきれいな花でございます、古代から咲いておる。古文書や源氏物語にも出てくるのでありますけれども、紫雲がたなびくがごとしと、齋宮の史跡一帯に野生種のノハナショウブが咲いておった。地元では、どんど花と呼んでおりますが、そういうことで、このハナショウブ予算、どうぞノハナショウブの咲く明和町にもよい知らせになりますように、ぜひ御回答をお願いしたいと思います。

齋宮歴史博物館が199次という、これまでの長く調査をやってもらっております最新の調査の結果を1月14日に発表いたしました。

飛鳥時代の齋宮正殿と推察される建物跡が見つかったと、こういうことでございます。これが飛鳥時代の正殿であれば、歴史的に実在した初代齋王である天武天皇の皇女、大来皇女の正殿であると考えられ、日本歴史の根幹に通じる大発見であります。1300年の歳月を経て、そのペールが取られてきたと、こういうことで古代の謎が明らかにされる古代ロマンでございます。

この正殿跡の大発見について、県当局がどのように受け止めていられるのかということについて、知事の所感を、あるいは所見をお伺いしたいと思います。

また、初期齋宮跡の発掘調査によりまして、歴史文化財としての齋宮跡の学術的価値と重要性が一層高まってきたと、このように思います。こういう

ことから、初期齋宮の発掘調査と成果を踏まえて、従来から取り組んでおられます魅力発信、観光振興、そして国の特別史跡指定について、県が今後どのように取り組まれておるのかお伺いいたします。

本当はこの辺りで区切るというのですが、もうこのまま、次の公有化について入らせてもらいます。

公有化事業、地元の明和町が事業主体となって、国と県の補助を受けて史跡内の土地公有化事業を進めております。

先日、史跡内に土地を所有され、生活される住民で組織されている団体、齋宮跡協議会から知事と教育長宛てに、公有化事業費の増額について要望書が提出されました。

史跡公有化事業は、昭和54年の国史跡指定以後、毎年順次進められてきました。事業費は、ほぼ毎年2億4000万円程度であり、これは指定当時の国、県、町と地元住民の話合いで決めた約束で進められておると聞いております。

しかしながら、この数年の減少幅はあまりにも大きく、県の財政事情と整合するがごとく、平成29年には半減、翌30年には3400万円程度になって、これまでの平年の2割以下というような状況になってきて、このままで放置できないゆゆしき問題となってきました。

一方で、近年の社会情勢の変化から、地権者からは買取り請求が増加する傾向がございまして、請求しても何年も待たされるというところに不満の声が上がり始めています。

ちなみに、令和3年の県予算によりますと、公有化総事業費ですが、5200万円程度、しかし、このうちの半分は過去の償還でありますので、実質2600万円となりますと、想定される現時点での要望の必要額としての2億円とはかけ離れたギャップが生じておるといような状況の中で、今後、何年も待たされるという状況が続くとなれば、関係者が長年にわたりつくり上げてきた地域、地元と県との信頼関係を損ねることになります。齋宮の各種取組にも大きな支障となりかねません。

今後の公有化事業の予算の大幅増額と指定時からの約束として、40年間続

いてきております2億4000万円を基本とする予算確保を継続していただけるようお願いして、県当局の考え方をお聞きします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 私のほうからは、初期齋宮についての所見を申し述べたいと思います。

国史跡齋宮跡は、東西2キロメートル、南北700メートル、面積約137ヘクタールという全国屈指の広大な史跡、ちなみに甲子園球場で言いますと35分分で、史跡東部は平安時代が中心、史跡西部は飛鳥・奈良時代が中心となった遺構が発見されています。

平成28年度から重点的に発掘調査を進める史跡西部の成果によって、飛鳥時代末、天皇を中心とする律令国家を目指す施策の一環として齋宮が整備され、特に伊勢神宮に遣わされた齋王の宮殿のある最初期の齋宮の中樞が明らかになることは、古代の日本における伊勢の重要性を明らかにしていく上で大きな意義があり、齋宮跡の歴史的・文化的価値がさらに高まると期待しているところであります。

齋宮跡はもちろんのこと、文化財は貴重な国民の財産であることから、地域社会総がかりで、多様な主体がそれぞれに期待される役割を担いつつ文化財を適切に保存し、地域づくりや観光振興等への活用を図りながら、未来へ継承していくことが必要であると考えています。

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛要請等により、齋宮では、県外や国外からの観光客が減少した一方で、修学旅行や社会見学で初めて訪問する県内の小・中学校が増加しました。子どもたちからは、初めて齋宮を知り、三重の新しい一面が見えた。学べてよかった。地元が好きになったなどの声があり、このような体験で、子どもたちが齋宮を含めた文化財の価値を知り、それを受け継ぐ人へと成長することを期待するところであります。

また、国では、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を契機に地域の様々な文化資源を磨き上げることで、文化についての理解を深める機会

を拡大するとともに、これによる国内外からの観光客の来訪を促進することにより、文化振興、観光振興、地域の活性化の好循環を生み出す文化観光を推進しています。

県としましては、令和3年度は、第9回太平洋・島サミット、三重とこわか国体・三重とこわか大会が開催され、本県の知名度をさらに向上させるチャンスとしてあることから、この機を逃さず文化資源を活用した取組を推進してまいります。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） 初期斎宮の発掘成果の積極的なPR、魅力発信、それから特別史跡等についてお答えいたします。

斎宮跡は、歴史的・文化的価値のみならず観光資源としてのポテンシャルも高く、初期斎宮の解明が進みつつある現在、効果的な情報発信や取組を行うチャンスであると捉えております。

このことから、文化庁が推進しております地域の文化観光資源を活用して、観光インバウンドの拡充等を図る日本博の事業を活用し、令和元年度から3年間の予定で、斎宮への誘客の取組を進めているところでございます。

今年度、新型コロナウイルス感染症の影響で、取組に制限がかかる厳しい状況ではございましたが、そのような中でも、自宅で斎宮を楽しんでいただけますよう、明和町マスコットキャラクターめい姫が案内する斎宮歴史博物館の展示見学や斎王まつり第36代斎王役が案内する史跡散策に係る動画を明和町と連携して作成し、公開したところでございます。

また、今後、斎宮を訪問したいと思っただけの動機づけとしまして、斎宮を紹介するテレビ番組の放送や十二単の着つけ体験に加え、斎王まつりなどを体感できるPR動画を多言語で作成しまして、情報発信を行いました。さらに、秋には感染症対策を講じた上で、斎宮跡の発掘調査の開始から50年の節目を記念した特別展を開催しまして、最新の調査・研究の成果を紹介したところ、延べ2353人の訪問がございました。

令和3年度は、初期斎宮に係る映像展示の制作・編集を行い、着手から約

3年半の製作期間を経て、年度内に齋宮歴史博物館での公開を始める予定で
ございます。

また、映像展示公開時に、齋宮・齋王をテーマとした記念講演会を開催し
まして、映像展示のお披露目を行うとともに、これらの模様をオンラインで
配信することにより、遠隔地の方々にも見ていただけるよう計画しております。
あわせて、東京2020オリンピック・パラリンピック、三重とこわか国
体・三重とこわか大会の開催でスポーツ熱が高まる機会を捉えまして、秋に
は古代のスポーツをテーマにした特別展を開催します。

県内外から来られる多くの方に齋宮を知っていただき、齋宮のファンに
なってもらえるよう、今後も明和町や関係団体等の地域の方々と連携・協
力しながら、積極的な情報発信に取り組んでまいります。

また、特別史跡についての取組ですが、今年度、明和町と県教育委員会、
環境生活部は、それぞれが行う国史跡齋宮跡に係る取組を情報共有しながら、
国内外に齋宮の魅力を効果的に発信することで、より多くの方に齋宮のファ
ンになっていただくことを目指した齋宮跡連絡調整会議を設置いたしました。

この会議では、事業の情報共有や相互協力の協議をしております、その
場におきまして、特別史跡についても議題として設け、近年、特別史跡の指
定を受けた先進地事例の情報共有などを行ってきております。

引き続き、齋宮跡連絡調整会議を定期的に開催し、特別史跡を含めた地域
の宝でもある齋宮跡に係る取組につきまして、3者がしっかりと連携・協力
して進めてまいります。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 私のほうからは、史跡齋宮跡の公有化について御答弁
させていただきます。

三重県を代表する齋宮跡は、我が国の歴史や文化を象徴する史跡として、
昭和54年に国文化財指定を受けました。国史跡として保存と活用を図り、良
好な形で後世に守り伝えていくためには、土地の公有化が大変重要です。こ
のため、明和町策定の史跡齋宮跡保存管理計画書に基づき、国、県の補助事

業を活用して、土地の公有化に取り組まれているところです。

公有化の対象は、齋宮跡の中核を成す遺構が存在する第1種保存地区と、これに隣接し重要な遺構が存在する第2種保存地区、合わせて約51.2ヘクタールについて、原則として買上げが進められ、令和元年度までに全体の73.7%、約37.7ヘクタールが公有化されています。

公有化には、単年度で土地を買い上げる直接買上げ事業と管理団体である市町が起債を行い、一定規模の土地をまとめて買い上げ、10年でその費用を償還する先行取得償還事業があります。両者を合わせた事業費については、年度により動きがあるのが実情です。

県教育委員会が行っております文化財の保存・修理や買上げに係る補助事業については、所有者の方や市町からの要望が多く寄せられています。

そうした中で、齋宮跡について継続して公有化事業を進めており、今後も計画的に行っていきたいと考えます。

このため、県教育委員会としましては、公有化を希望されている土地の件数や今後の見込みなど、明和町から定期的に丁寧に聞き取り、直接買上げ事業に加え、先行取得償還事業の効果的な活用につきましても、明和町と共に検討しながら、地域の皆さんからの要望に応えられるよう取り組んでまいります。

[49番 西場信行議員登壇]

○49番（西場信行） 鈴木知事、そして環境生活部長、教育長から齋宮に対する丁寧なお答え、思いを聞かせてもらいました。どうもありがとうございます。

多くの課題ございますが、これからもよろしくお願い申し上げたいと思います。

続きまして、大杉谷の観光について入らせていただきます。

昨年度は、新たな県観光振興基本計画が策定されまして、大杉谷のユネスコエコパークの活用が基本計画に明記されました。

新しい観光振興基本計画に記されておりますのは、大杉谷峡谷の観光資源

の磨き上げについて取り組むと、このように書かれております。

そこで、本年度の取組状況を伺うとともに、新年度に向かってどのようにこれに取り組まれていくのか、まずお伺いしたいと思います。

そして、またここで、私からは、大杉谷峡谷各地に残る森林鉄道跡の紹介をさせていただきたい。観光資源としての活用をお願いしたいと、このように思っております。

そして、今日はその鉄道跡のパネルですか、映像資料を用意してきましたので、これも見てもらいながらお願いしたいと思います。

大杉谷森林鉄道は大台町大杉谷地域に路線を持って運営されていた木材運搬のトロッコと機関車が走る軌道と索道の通称であります。紀北町、旧海山町の船津の貯木場から大杉奥地にあります不動谷に至る複数の軌道が連結された路線であり、恐らく総延長は30キロメートルほどあったであろうと思われます。昭和初期から運転が開始され、昭和41年に終了したと、このように伺っております。

現在は、その施設の多くは既に撤去されていますが、山中の現地には、当時そのまま、レールあるいは車輪、滑車、ワイヤーロープ等が残っておりますし、コンクリート橋インクライン跡、飯場や風呂場跡も見受けられます。(パネルを示す)これが、大杉谷の奥地にあります大和谷でございますが、大和谷の索道です。索道というのは、木材を架線で釣り上げて移動させるロープウェイでございますが、索道の駅といいますか、発着場所。それから(パネルを示す)その一番奥地になります不動谷、ここまで本居宣長は足を運んだと言われておりますけれども、この不動谷に六代というところがありまして、そこには、宿舎やそして作業場等も残されておりました、その一部であろうと思いますし、レールも見えております。不動谷線の六代でございます。(パネルを示す)それから、宮川と、海山町に近いところでございますが、森林鉄道の水越線がございます。そこのレール跡といいますか、写真でございます。(パネルを示す)それから、これは私もまだ行ったことないのですが、紀北町になります、二ノ俣というところの森林鉄道の橋梁で

ございます。詳しいことが聞きたいときは、東議員に聞いてください。このような状況で森林鉄道跡が残っております。

2019年、NHKテレビで「大台ヶ原山 幻の森林鉄道跡を探せ」が放映され、以来、県民や一般市民に大杉谷森林鉄道が俄然注目されるようになってきております。

本県では、片岡督さんといわれる方、それから曾野和郎さんが現地を詳しく踏査され、大変努力されて本県の森林鉄道の歴史と現状を記載した資料書籍『三重県の森林鉄道』を平成25年に発刊されておきまして、御紹介しております。また、昨年夏に三重県山岳連盟の根本幹雄会長や曾野さんにお会いして聞いた話では、昨年春から山岳会有志の皆さんが、三重森林管理署に森林鉄道調査の入林申請を出して、三重の産業遺産である森林鉄道跡の調査活動を継続されているとのことでありまして、その御努力に心から感謝したいと思います。

この大杉谷峡谷が三重の豊かな自然の宝庫だけでなく、このような森林鉄道跡などの歴史文化としての貴重な産業遺産も有していることなど、さらなる大杉谷の魅力を多くの人々に知っていただき、訪れていただくことで、今後の地域活性化の活路につなげていきたいとこのように願っております。

全国にもあるわけでございますが、事例を紹介したいと思います。高知県の魚梁瀬森林鉄道が経済産業省の近代化産業遺産群に認定されました。また、同じく、高知県のい町では、森林軌道跡が日本森林学会の林業遺産にも認定されているのでございまして、これを契機として、観光振興や地域活性化に結びつける活動が展開されていると聞いております。

このような高知県の事例も参考にさせていただき、三重の観光の一翼を大杉谷が担っていくためにも、現存する大杉谷森林鉄道跡を観光資源として磨き、活用すべく、県施策の展開をお願いしたいのでございます。いかがでしょうか。

〔河口瑞子雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） 私からは、大杉谷峡谷の魅力を生かした

観光資源の磨き上げと森林鉄道跡の活用にどう取り組んでいくのかお答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、旅行者のニーズも大きく変化し、密を避けた自然の中での癒やしを目的とした旅や山登り、森林ウオーク、キャンプなどを楽しむアウトドアへの志向が高まっており、豊かな自然を有する大台ヶ原・大峯山・大杉谷ユネスコエコパークは、誘客促進を図る上で、今までも増して重要な地域となっております。

このような状況の中、ユネスコエコパークを有する大台町では、魅力ある自然などを生かした体験プログラムを実施する事業者が増加してきています。

本県が昨年7月から実施しています体験施設利用促進事業でも、大杉谷での遊び体験をはじめ、宮川でのラフティング、SUPなど、自然を満喫できるアクティビティーがファミリーや若者を中心に人気となっており、280名を超える県内をはじめとした近隣府県の皆様に御利用いただいています。

特に、この体験施設利用促進事業を通じ、観光商品としての磨き上げを行いました「大杉谷で仙人と遊ぶプロジェクト！」体験は、利用者の評価が高まっています。この体験は、1日1組限定で、大杉谷に暮らすアウトドアのプロフェッショナルガイドと一緒に、滝巡り、サイクリング、ピクニックなどの遊びをするもので、利用者から、ガイドさんの話はとても興味深い。自然学習にもなり、子どもたちがまた来たいと言っているなど、好意的な声がたくさん寄せられています。

さらに、今後のユネスコエコパークを生かした観光振興にとって大きなチャンスとなる施設のオープンが続きます。

来週9日、ホテルフェアフィールド・バイ・マリオット三重おおだいが、道の駅奥伊勢おおだいの隣接地にオープンします。来月4月29日には、隣接する多気町で宿泊施設、温浴施設、産直市場、レストランやスイーツショップなどの滞在型複合施設VISIONが一部オープンします。

この二つの施設と連携し、大台町、観光関係団体、事業所等が実施する日本屈指の豊かな自然、魅力ある食などを生かしたコンテンツの磨き上げや情

報発信をしっかりと支援していきます。

また、議員から御提案のありました大杉谷森林鉄道跡につきましても、私もテレビで紹介された際、その放映を拝見し、希少で価値が高く、今後地域資源となる魅力を秘めていると感じていたところです。

森林鉄道跡の大部分が国有地のため、農林水産部が実施する調査等の状況を踏まえまして、観光資源としての活用の可能性を関係者と共に検討してまいります。

〔49番 西場信行議員登壇〕

○49番（西場信行） 観光局長から御答弁いただきましてありがとうございます。

観光局長は、これまでも大台町、また宮川地域に度々足を運んでいただいて現地を見てもらいながら、このことに取り組んできていただきましたことに御礼申し上げたいと思います。

触れていただきましたように、この大台町の道の駅の近くにマリオット系のホテルがいよいよ開業ということになりました。そして、先ほども触れていただきましたように多気町のVISIONでも大型ホテルができるわけでございます。

これは、我々この多気郡地域にとっても大変大きなこれからの活路の契機になってくだろうと、こういうコロナ禍を超えてということも期待しながら、あるいは努力しながら、しっかり取り組んでいきたいと思いますので、今後ともお願いを申し上げたいと思います。

この森林鉄道につきましては、先ほど、農林水産部と連携してというお話もございました。大台ヶ原・大峯山・大杉谷ユネスコエコパークとしての担当も農林水産部がやっていたいておるところでございます。

そういうことで、森林鉄道の歴史や鉄道跡活用の観点から、農林水産部としてどのように考えておられるのか、取り組まれるのか、再質問とさせていただきます。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） それでは、大杉谷の森林鉄道跡の活用等に、農林水産部としてどのように取り組むのかということでお答えさせていただきます。

豊かな生態系の保全と経済・社会活動の両立の下で持続的な発展を目指すユネスコエコパークに認定されております大杉谷地域では、これまで大杉谷から貴重な原生林が残る大台ヶ原までをつなぐ大杉谷登山歩道の施設整備や豊かな自然を体感できるエコツアーの開催などにより、訪れた人々と自然とのふれあいの場を提供しておるところでございます。

今後、豊かな自然の宝庫である大杉谷へのさらなる誘客を促進するためには、これまでの取組に加え、新たな観光資源を発掘し、地域の魅力を向上させていくことが不可欠であるというふうに考えてございます。

御提案のありました大杉谷森林鉄道でございますが、これはかつて大杉谷に敷設されておりました全長約26キロメートルにも及んでおりました、線路である軌道に加えて、架線で木材を運ぶ索道、それから傾斜地での木材運搬を可能にするインクラインと呼ばれる施設等、急峻な地形に合わせた運搬技術が数多く採用されておりました。このような数多くの運搬技術を駆使した森林鉄道は全国的にもまれでございます、メディアにも取り上げられるなど歴史的価値の高いものということで、大杉谷の観光資源として大きな可能性があるというふうに考えてございます。

このため、県では大杉谷の森林鉄道遺産を中心として、晩年に大台ヶ原登山を行った探検家松浦武四郎が巡った秘境ルートなど、知られざる大杉谷の魅力を観光資源として活用していけるよう、庁内の関係部局や大台町、国の関係機関、大杉谷登山センターや観光事業者等の民間事業者も交えたワーキンググループを立ち上げたいというふうに考えております。

今後はこのワーキンググループを核としまして、観光資源としての調査・検討や磨き上げを進め、大杉谷の地域振興につなげてまいります。

〔49番 西場信行議員登壇〕

○49番（西場信行） 前田農林水産部長からは、大変前向きな心強い御答弁を

いただきました。ありがとうございます。

続きまして、宮川河川の流量回復についてやらせてもらいます。

なじみのテーマでございまして、今回の質問には、映写資料として、（パネルを示す）宮川の概略図を用意しましたので、適宜参考にしてください。

河口から始まりました距離が書いてあります。

一番奥、源流部、これは大杉谷の堂倉辺りだと思うのですが、そこまでは91キロメートルの河川の長さ。そして、その手前78キロメートルのところに宮川ダムがありまして、そして30キロメートルぐらい離れて三瀬谷ダムがあるんですね。ちょうど三瀬谷ダムが中間ですか、少し下流に入りますと、今日いろいろ出てきます粟生頭首工、宮川農業用水を取水する場所でございます、これが流量回復のポイントの地点になってまいります。

どうぞこれを見ていただきたいと思います。

昨年10月28日に、予算決算常任委員会の総括質疑の中で流量回復について質疑したところ、地域連携部長からは、宮川ダムにおける流量回復放流とかんがい放流の同時放流実施について、令和3年度から試行が実施できるようにルールづくりをしていくという回答をいただきました。ありがとうございます。

また、宮川ダムから三瀬谷ダムまでの上流部における宮川ルネッサンス委員会が再現湧水流量として、毎秒2トンの放流を求めているわけですが、その実現に向けて知事の大変強い決断をいただきまして、知事、ありがとうございます。

そして、結果、よりよい流況に向けた流量回復等検討会議というのを設置していただいて、廣田副知事をリーダーにして取り組んでいただくということで、昨年の答弁の中で廣田副知事のほうから、進め方等について10月時点での回答は得ておるわけですが、そこで、この同時放流試行と宮川上流部におけるよりよい流況に向けた流量回復の現在の取組状況、今後のスケジュール、また課題等について、お伺いしたいと思います。

少し時間が気になってきましたし、続いて、提案、要望もさせていただきます

たいと思います。

2点の提案、要望でございます。

1点目は、流量回復容量のダム放流期間について、現行の6月から9月までの期間限定でなく、通年の放流適用に改定していただきたいと。

2点目は、宮川上流部における流量観測所を設置していただきたい。

この2点を要望させていただきます。

今年の天候ですが、冬になりまして極端な雨不足でございまして、ほとんど降らなかった。昨年の12月頃から1月下旬にかけて、1月下旬に少し急な雨があったのですが、粟生頭首工直下において最低必要とされる毎秒3トンの水が切れる状況が頻発していると、このように聞いております。このような雨不足は10年に1度もないほどのまれな事態であると、このように聞いておるのですが、であればこそ、宮川ダムに用意されております流量回復容量にて対応していただきたいと、このようにお願いしたいのです。

冬場といえども河川環境保全は必要であります。水利の需要ももちろん続いております。

河川流量回復の本来の目的からして、流量回復放流の期間を6月から9月に限定していくという必要性は極めて少ない。1年間を通じた放流期間に変えていただくようお願いいたします。

また、昨年の6月、大台町から要望が出ました宮川流量回復容量の利用についてということでございます。知事宛てに提出されました。宮川最上流部のアユが生育できる河川環境維持のため、夏季期間について、毎秒4.5トンの流量拡大を要望されました。この要望書が出された重要なポイントが二つあります。

その一つが、流量回復容量の利用目的とするところは、粟生頭首工直下もしくはその粟生頭首工から下流というだけでなく、最上流部にもあるという指摘であります。

2点目は、回復放流方法として、期間を限定して実現可能な提案をされておると、こういうことでもあります。

今、実施されている回復容量の運用ルールでは、粟生頭首工直下3トン以下を放流基準としておりますが、それは粟生地点の基準でございます。上流部には関係ございません。専ら、河川の中流と下流を対象にしているということの現状でございます。宮川ダム建設以来、長く抱え続けております宮川再生の最大のテーマであります最上流部対応、これは重要です。

そこで、河川上流部に流量観測所を設置して、回復目標数値を設定して、流量回復放流を可能としていただきますようお願い申し上げます。さらに、具体的な提案もさせていただきます。

できれば、4月から5月の2か月間において、毎秒1トンの回復容量からの常時放流を実施していただきたい。毎秒1トン放流しますと、1日8万6000トンの水量になります。2か月で500万トン必要となります。これは対応可能と考えます。そうすることによって、現在抱えております流域の諸課題の解決改善に大きな効果が期待できると考え、今日ここに提案させていただきました。もちろん、6月以降もなのですが、6月からは通常であれば梅雨の時期にも入るということもあり、ぜひ、まずこの4月、5月にこの対応をお願いしたいと、こんな思いでございます。

〔廣田恵子副知事登壇〕

○副知事（廣田恵子） 御質問と御提案をいただきました。順次、お答えさせていただきます。

まず、宮川のかんがい放流と流量回復放流の同時放流についての取組状況についての御質問でございます。

現在の流量回復放流の取組課題の一つであるかんがい放流と流量回復放流の同時放流については、令和元年度に関係者と意見交換を行い、今年度から令和3年度の同時放流の試行に向けて運用改定等に取り組んでおります。

進捗状況としましては、県から関係者に運用ルール案を提示し、放流の開始、停止決定の手順に関する事など、最終的な意見のすり合わせを現在行っているところでございます。この同時放流の試行の運用ルールにつきましては、今年度中に策定し、予定どおり来年度から試行ができるようにして

いきたいというふうに考えております。

それから、宮川のよりよい流況に向けた流量回復等検討会議についての検討状況についての御質問でございます。

宮川ダム直下から三瀬谷ダムの間のよりよい流況に向けた取組として、宮川のよりよい流況に向けた流量回復等検討会議を昨年11月25日に設置いたしました。

この会議では、宮川流域ルネッサンス委員会水部会からの報告にあります将来の宮川ダム直下毎秒2トンに近づけるよう、流量回復、河川環境、漁場環境、河川水質などの様々な視点から検討を行っていくこととしております。

実施状況といたしましては、準備会を含めて、合計3回開催し、今後の取組の進め方や令和3年度の取組内容について検討いたしました。検討会議の検討結果につきましては、宮川流域振興調整会議において報告も行ってございます。

今後、当該区間のよりよい流況の実現に向けて検討を進めるに当たっては、利用可能な利水量や河川状況に応じた流量調整が必要なことに加えて、利水関係者や流域市町等の十分な理解と協力を得ることが不可欠であるというふうに考えております。

そのため、検討会議で議論いたしました結果、まず、関係者に現状を十分理解いただけるよう、当該区間における現状をできる限り精緻に把握すること。次に、把握をした現状から、課題とその要因を明確にすること。その次に、実現可能な解決方法について、利水関係者や流域市町との意見交換を行いながら検討を行うことという三つの段階によって検討を進めていくことといたしました。なお、現状把握に必要となる流量等の調査は、複数年必要となるものもございますが、得られた情報から取り組める内容について、順次検討を進めていきたいというふうに考えております。

令和3年度の主な取組としては、まずは現状把握のために、宮川ダムからの放流量を増やした場合の貯水量への影響調査、シミュレーションの実施や対象区間での河川流量調査を新たに着手するとともに、水質や生物の状況に

ついて把握をしていきたいというふうに考えております。

それから、提案についてのことでございますが、最上流部の流量の御質問もございましたが、上流域への観測所の設置、それから4月から5月の宮川ダム直下毎秒1トンの常時放流の実施については、宮川ダム直下から三瀬谷ダム間のよりよい流況に向けた検討に、まさにそのものに関連する内容でございますことから、今後、利害関係者などの意見も伺いながら検討会議の中でしっかりと検討していきたいというふうに考えております。

〔49番 西場信行議員登壇〕

○49番（西場信行） 廣田副知事から御回答いただきました。

副知事には、このたびできましたよりよい流況に向けた流量回復検討会議の統括の責任者を担っていただくということでございますので、私からの提案につきまして、その検討会議の中で検討していくという御回答でございましたので、今日はそれを了としていきたいと思えます。

ただ、検討会議の進め方で、順次着実に現状把握をして、そして影響調査とか、いろいろ積み上げ型の、そして問題を設定して、それをどう解決するかというような段階を経てやっていくというようなことを言われましたが、それは当然そういうことなのではありますけれども、通常の県のそういう取組というのは、こんなことで始めたら一、二年どころか、3年も5年も10年もかけて検討ばっかし続けるというようなことが、今までいろんな事柄についてもそういうことが多かったんですよ。今回のこの検討会議の設定というのは、そういうものじゃないんです。検討会議をやると言っていたのは、先ほど言いましたように知事の決断、私に言わせると政治決断だと思いますが、大変な厳しい状況が出てきて、知事に、従来からもそうですが、そのときもしっかり訴えた。それは、知事が、じゃ、やろうと答えていただいたのは、年度の初めの当初予算会議じゃないんです。昨年の定例会の議案質疑ですよ。なぜ議案質疑で知事がそんな大決断をされたのか。緊急を要する課題だからです。もう放っておけない。60年間、放置されてきたわけじゃないんですが、解決ができなかった課題について、そこへ踏み込まれたわけで

ございますので、大変大きなものを背負っておられることはよく分かりますけれども、この1年でどこまでやるか、そして、令和4年度には、その決着をしていくというようなもので、検討を続けることが慣例になってしまわないようなことをしてもらいたいと思うんです。

そこが必要なことだと思います。それは知事もそういう思いでおられると思うんですね。まだ3分あります。知事、この宮川に対して、一言御答弁をお願いいたしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 今、西場議員からその検討会の進め方について、検討ばかりしておったらあかんでということをお指摘いただきました。そのとおりだと思います。

一方で、関係者も多いので、一遍に全部答えが出せるものではないものの、長年解決できなかったということの重みを踏まえて、一つ一つしっかり答えを出していく検討会になっていくように、廣田副知事もしっかり頑張ってくれると思いますので、私もしっかりとサポートというか、自分自身も当事者意識を持ってしっかりやっていきたいと思います。

〔49番 西場信行議員登壇〕

○49番（西場信行） 改めて、知事の思いを確認させていただきました。この答弁を踏まえて、廣田副知事はじめ検討会議の皆さん、ぜひお願いいたしたいと思います。

毎回、同じようなことを申し上げるような繰り返しにはなりますけれども、この流量回復は解決容易でない難問であります。しかし、避けて通れない、避けて過ごせない県政課題でもあります。

日本一の降雨地帯、大杉谷に降る雨の量というのは、大変なものでございまして、宮川ダムに取水する集水面積、森林面積は1万2000ヘクタール、120平方キロメートルなんです。これは私の住む町、明和町の3倍の広さがあります。隣町の玉城町の3倍でもあります。市部では桑名市とか名張市とほぼ同じの面積。そこに降った雨が全部宮川ダムに集水されます。4億トン

以上になるだろうと言われております。その90%以上が、パイプラインで河川に一滴も流さずに全部発電をして熊野灘に放流されるのであります。宮川ダム直下には水がありません。

平成18年に国のほうから、ガイドラインが出て、僅か0.5トンだけは維持流量としてやるようになりましたが、この0.5トンでは靴底をぬらす程度であります。この水の問題、これが最上流部にはありまして、そしてそれに端を発して、河川の環境というものが、今大きな課題になってきておるわけでございます。ありがたいことに、これについて検討していく、よりよい流況に向けた流量回復検討会議が設定されました。これの審議を急いでいただきますように重ねてお願いを申し上げます、私の質問にさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（日沖正信） 暫時休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時10分開議

開 議

○議長（日沖正信） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（日沖正信） 県政に対する質問を継続いたします。33番 東 豊議員。
〔33番 東 豊議員登壇・拍手〕

○33番（東 豊） 皆さん、おはようございます。尾鷲市・北牟婁郡選挙区選出、会派草莽、東豊でございます。

1時間の一般質問、御許可をいただきましたので、させていただきたいというふうに思います。通告に従いますので、進めていきたいと思っております。

南海トラフ地震と津波への備えについて。

今年は、東日本大震災からちょうど10年を迎える。いよいよ3月で、あと数日でその時を迎えるわけですが、その復旧と復興からの教訓、何を学ぶか、学ぶべきか、今後どう備えていくかということをお聞かせいただきたいと思っています。

被災地の復興、今日はパネルを実は16枚用意しました。コロナ禍で、現地に本当は行きたかったんですが、行けなくて、2年前に現地調査をしたときの写真も入ってございますが、人の生活が震災前には戻っていないというのが、これは現実であります。課題もたくさん残されている。

また、先月になりますが、13日の深夜には、福島県沖でマグニチュード7.3、震度6強の激しい揺れが発生しました。改めて、地震、津波災害の恐怖というものが脳裏をよぎりました。いよいよ南海トラフ地震も来るかということでもあります。

震災は、被災地の被災者のみならず、この国に暮らす多くの人々に衝撃と不安を与え、幸福とは何かという価値観にも大きな影響を与えたところです。

令和2年版、国土交通省が出しております白書に東日本大震災を教訓とした津波防災地域づくりの項目があります。

津波防災地域づくりに関する法律が平成23年12月、つまり震災の年ではありますが、成立・施行されました。その法律では、最大クラスの津波が発生した場合であっても、何としても人命を守るという考え方で、ハードとソフトの施策を組み合わせた多重防御という言葉がこのとき出てきて、そういう発想による津波災害に強い地域づくりを推進するものと書いてございました。

パネルを早速御覧いただきたい。（パネルを示す）

これ、2年前に女川町に行ったときにパネルがありまして、そのものを写真に撮ってまいりました。

ここに注目したいのは、町の人口ですね。1万人程です。死者が574名で、全壊が2924棟、66%ですか。もちろん、上から3行目のところには、今回は

お聞きしますが、災害廃棄物の量も何と通常の115年分に相当すると書いてございます。

次のパネルです。（パネルを示す）

これは、その同じパネルに書いてあったものです。平成23年、震災が発生した年ではありますが、4月19日からずっと時系列に書いてございますが、5月には、復興計画策定委員会が開かれています、第1回。5月22日には公聴会、そして、9月15日には、復興計画の策定がされています。半年後ですね。11月には第1回まちづくり推進協議会が開かれて、こども注目です、11月6日、仮設住宅が全て完成したということでもあります。避難所が全部閉鎖できたということになるわけですね。

もう1点注目してほしいのが、翌年ですね。1年後には、女川町とUR、都市機構とのパートナーシップ協定が締結されています。7月19日には、復興まちづくり事業協定の調印式が行われ、多くの県会議員の方々には女川町に行かれていますと思います。ほとんど全ての方がいらっしゃると思いますが、この復興まちづくり事業は、まちづくりの景観が、都市景観大賞を受けていまして、非常に環境にも景観も配慮したまちづくりが評価されたということでございます。

そのところを注目していただいて、そのときにこの復興計画というものを策定するということが大事ということで、三重県でも三重県復興指針を策定いたしました、平成28年の3月に。さらに、三重県国土強靱化地域計画、三重県防災・減災対策行動計画、三重県広域受援計画などをもう次々と前倒しでつくられた。これは非常にありがたいことだと思います。

しかし、災害後に復興計画を策定するというのが復興指針の中に書いてありまして、これはもう5年経過しているんですが、これをどう活用されているかということがとても大事だというふうに思っています。

私は、平成28年の一般質問でも、愛知県では、この復興指針を基にワークショップをして、各市町の職員と県の職員がこれにのっかって仮にシミュレーションを書いて、じゃ、どうやって復興しようかというイメージトレ

ニングをしながら訓練しているということを御紹介して、三重県でどうぞということをお願いしたんですが、その後どうかということでございます。

ここにもう一つ、パネル。（パネルを示す）

これは知事にお聞きしたいので、1冊の本を持ってきました。（実物を示す）『東日本大震災の実体験に基づく災害初動期の指揮心得』ということで、当時、国土交通省東北地方整備局の徳山局長を中心に多くの方々の御尽力で、2年後にまとめられたものであります。

これは、販売している本ではなくて、1階の図書室に聞きましたら、手に入ることができませんということだったんですが、私は、東北から直接送っていただいて、今手元にあるんです。

この中に、（パネルを示す）時系列で、やっぱり、どういうことをしたかということは、行政マンにとっては非常に大事だということで、備えていたことしか、役に立たなかった。有名な言葉ですね。備えていただけでは、十分ではなかった。この言葉は、非常に意味のあることだというふうに思っています。

つまり、十分な備えはできないよ。だから、何をすべきかということが、この本の一番最後のところに書いているんです。

全てに備えることはできない。しかし、備えは大事。教訓は貴重と書いてあります。備え、しかる後に、これを超越してほしい人材の備えが究極の備えであると記されています。

10年たちました。鈴木知事、私どもも同じように当選をして10年がたちました。この東日本大震災から、併せて南海トラフ地震の備えについて、もちろん紀伊半島大水害もございますが、特に地震、津波ということに対する教訓について、御所見をいただければと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 東日本大震災から10年を迎えて、南海トラフ地震への備えも含めて、教訓を踏まえた三重県における課題や今後の取組について答弁をさせていただきたいと思います。

東日本大震災の発生から10年を迎え、国が発災直後の平成23年7月に策定した東日本大震災からの復興の基本方針として定めた復興期間を経過しようとしています。

死者・行方不明者は2万人を超え、全壊家屋は12万棟に及ぶなど、甚大な被害をもたらしました。改めまして、亡くなられた皆様に心から哀悼の意を表し、また、被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

東日本大震災からの復興状況については、防災集団移転や災害公営住宅等の整備は100%、復興道路・復興支援道路は85%完成し、被災3県の製造品出荷額等は、おおむね震災前の水準まで回復するなど、インフラ整備を中心に復興は大きく前進したとされています。

一方で、中小企業等がグループを形成して、復興に係る施設復旧等の支援を受けるグループ補助金を活用する事業者の売上げが震災前の水準まで回復したと回答した割合が約44%にとどまることや、高台移転等に伴う造成は完成したものの、住民の定住は必ずしも進んでいないなど、地域コミュニティの再生等に課題があるとされています。

私は、知事就任直前に東日本大震災の被災地へ赴き、それ以降も、宮城県、岩手県、福島県の各知事と面談するとともに、被災現場を訪問して被災された方々の話をお聞きしており、こうした意見や声を教訓として防災対策を講じる必要性を実感しています。

また、来る3月6日、三重県総合文化センターで行われる南海トラフ地震シンポジウムでは、宮城県の村井知事と対談をさせていただいて、改めて教訓や課題を共有し、次の対策につながる議論をさせていただく予定です。

大規模災害が一たび発生すれば、多くの貴い命や住み慣れた町並みなど、大切なものが一瞬で奪い去られるだけでなく、被災した人々が生活を再建し、安心して暮らせるようになるまでには長い年月がかかります。

これら、突きつけられた課題を東日本大震災の教訓として受け止め、起こり得る想定をしっかりと行い、それを踏まえて災害による被害を軽減し、復

旧・復興期間を短縮できるよう対策を講じておくことが重要であると感じています。

また、人口が減少する中で起きた東日本大震災では、コミュニティーの維持や労働力の減少といった地域が抱える課題がさらに深刻化し、復旧・復興がより困難になったと言えます。

さらに、災害を歴史から学ぶことが重要であり、私たちだけでなく、次世代にも得られた教訓を伝え、来る災害に備えておくことが求められます。

こうした教訓や課題を踏まえ、三重県として被害を最小限にとどめるため、これまでも堤防整備などのハード整備を行ってきました。

引き続き、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策等を活用しながら、事前防災・減災対策を強化し、地震、津波に対するリスクを軽減していきます。

復旧・復興期間を短縮するには、計画的に迅速な復旧・復興事業に着手する必要があるため、その事前準備として、復興対策の手順の明確化を図るための手順書として、平成28年3月に三重県復興指針を策定しました。

今後、被災県における復興の検証や事例を、私が代表世話人を務めます南海トラフ地震による超広域災害への備えを強力に進める10県知事会議の各県とも共有して、復興の在り方についてさらに検討を進めます。

また、東日本大震災では、企業等が被災して、販路の回復等が困難になっていることから、被災しても地域を支える企業等が事業を継続し、再生が進むよう、三重大学と共同で設置したみえ防災・減災センター等においても、企業防災を推進していきます。

さらに、南海トラフ地震は、東日本大震災で被災した3県と同様に、人口減少下で発生することが想定されることから、早期の復旧・復興を果たすため、防災・減災対策による災害に強い三重づくりだけでなく、地方創生の推進によって、自立的かつ持続的な地域を目指してまいります。

そして、日常生活の中で、防災が特別なものではなく、当たり前のように溶け込んでいて災害対応力が養われているといった防災の日常化の定着を図

るとともに、災害の教訓を次世代に広く伝えて、防災・減災意識の向上を図り、南海トラフ地震へ万全を期してまいります。

先ほど御紹介がありました当時の徳山東北地方整備局長、後に国土交通省事務次官になられた徳山さん、私も大変御指導を多くいただきました。徳山次官から、先ほど東議員が御紹介いただいた本も、私も直接頂きましたし、徳山次官の御講演もお聞かせいただきました。

本当にそこに書いてあるとおりですし、例えば訓練などにおいても、訓練でできないことは、本番では絶対できない。そういうようなことも含めて、備えは万全にしていくこと。

また、その本にもある、また徳山次官の話にもあった、くしの歯作戦という道路のことについても、例えば、今般、鈴鹿亀山道路の都市計画決定がされましたが、そういう様々な場面で全県にわたって教訓を踏まえてしっかり取り組んでいきたいと思っております。

[33番 東 豊議員登壇]

○33番（東 豊） ありがとうございます。

端的に短い時間でしたが、本当にポイントを置いて、まずは復興期間を短縮する。これがもうすごく教訓だと思います。何年もかかっていくと駄目だ。人々のコミュニティーが崩れてしまう。それから、事前防災、コミュニティー、それから迅速、防災・減災センターのお話もいただきました。自立した生活を早くポイントをつかんでいただいたというふうに思います。

次のパネルをちょっと御覧いただきたいと思えます。（パネルを示す）

これ、2年前にレンタカーを借りて現地を調査した1枚です。真っすぐ行くと女川町で、バイパスがあって、雄勝というところに行っただけです。この雄勝の話の少しささせていただきますと思えます。

石巻市雄勝町の復興についてです。

長さ3キロメートルに及ぶ海岸線に高さ9.7メートルの防潮堤を見てきました。本当に圧倒されますね。10メートル近くの、まるで城壁のようでした。

地元住民の多くは、この巨大堤防の建設に反対してきたというのです。これは生の声です。

実は、先週も雄勝町の漁師に電話をしたら、もう東さんがおっしゃるとおりだ。我々、まちづくり協議会で、11項目の要望書を出したんだ。震災があった2011年の7月に市長に対して要望書を出したそうです。

その一つ目が、住宅再建のための高台造成をやってほしい。これは、もう現実的にすぐできました。ただ、時間的なものがかかったんですね。

二つ目が、高い堤防を造らないでほしいと要望したそうでもあります。これは本当に生の声でございました。

しかし、現実には、高さ9.7メートルの防潮堤工事が始まったのは、震災から5年後の2016年で、村井知事という話がありましたが、岩手県では、地域の思いを尊重する、選択肢を残すとの姿勢でずっと来たんですが、国の基準に合わないと言費が出ないよという事情があって、やむなくゴーをかけたんだそうです。

震災前の雄勝町の海沿いの地区には、住宅や商店など350世帯が暮らしていたまちなんですね。現在は、住んでいる人は高台に移転した人、1割程しか残っていない。防潮堤の工事期間が長期になればなるだけ、生活の再建のめどがつきにくい。やむなくほかへ転居したということだそうです。豊かな景観を一変させている実態であります。

次のパネル、（パネルを示す）これ、私が撮った写真であります、これがずっと3.3キロメートルに及ぶわけですね。

7枚目のパネルですが、（パネルを示す）これは、ちょっと小さくて分かりにくいんですが、2年前ですので、堤防はまだ完成していませんが、今は完成しているようです。高台が見えます。堤防の高さが約10メートルです。その上、20メートルぐらいなんですね、高台が。そんなような情景であります。

そして、次。（パネルを示す）、先ほどの都市移転のための模型もここに置いてありました。こういう形のものができるのが時間がかかってくる。そ

うすると、住んでいる人は、時間的な生活に対する思いというものが感覚的に長過ぎたということなんだそうです。

ここで申し上げたいのは、そこで営みをする人たちの合意形成、コンセンサスがこの復興計画づくりには一番大事だというのが教訓だというふうに思います。

平成28年に三重県復興指針をつくりましたが、同じ年の夏に、平成28年の8月に、これは県土整備部のほうだと思いますが、三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針というものもつくられているんです。

都市計画指針ですから、例えば、令和2年、今年度改定予定の都市計画区域マスタープランというのがありますが、地震・津波にどのように都市計画で反映されているのか。これはちょっと皮肉な質問ですが、お聞かせいただきたい。

これの背後には、前提として市長が策定する立地適正化計画や市町マスタープランにも反映する。これはもう併せてやるわけですが、個別協議や情報提供の支援が必要で、地震・津波被害の低減に向けた具体的な取組をお聞かせいただきたいというふうに思います。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（真弓明光）** 三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針の活用状況と今後の取組方針についてお答えさせていただきます。

本県では、南海トラフ地震による甚大な被害が想定されていることから、その被害の低減に向けた都市計画上の基本的な考え方を示すことを目的として、平成28年に三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針を策定しております。

本指針では、地震や津波のリスクがある場所で、土地利用の抑制や建築物の構造強化など、被害を低減する施策の実施を検討すべき区域を土地利用検討区域として定義づけております。

その上で、この土地利用検討区域内の居住系・公共系の施設を区域外の安全な区域へ移転することが可能か、また既存市街地に集約する余地があるか

などを考慮し、集約型、移転型、現状維持型の三つの再編シナリオを検討することで、地域の実情に応じた被害低減施策の実施につなげていくこととしております。

県では、今年度、県内21の都市計画区域全てについて、都市計画の基本的な方針を定めました都市計画区域マスタープランを改定いたしました。

その中で、大規模自然災害の被害低減に向けた方針の一つとして、地震・津波の災害リスクの高い区域については、指針で示した土地利用検討区域を設定の上、土地利用や防災・減災施策の取組を促進すると定め、それぞれの都市計画区域におけるまちづくりの目標としております。

県としましては、改定した都市計画区域マスタープランの内容が、今後、各市町が策定する市町マスタープランに的確に反映されるよう、市町との会議などの場で積極的に働きかけを行ってまいります。

さらに、市町が地震・津波被害の低減に向けた具体的な施策を検討する際には、市町と一緒に検討を行うなど、しっかりと支援をしてまいります。

〔33番 東 豊議員登壇〕

○33番（東 豊） 御答弁いただきました。市町と連携してやるということなんですが、本当にその気にならないと、この都市計画を変えていこう、被害の低減、リスクの高いところをどうやってしていこうかということの議論までは、恐らく行かないと私は思います。

次のパネルを見ていただきたいと思います。（パネルを示す）

これは国土交通省が、ついこの間、1か月ぐらい前に発表されたものだと思いますが、2月だと思います。防災集団移転促進事業の概要というものが、より手が出やすいように緩和しますということで、10戸以上でない駄目だったのが、今、5戸以上でも大丈夫。

それから、注目してほしいのが、その右下のところです。国庫補助金、つまり、公共事業で用地を買収して、リスクの高いところは買収して、その経費は国費が見ます。それから、高台も造成も国費が見ます。住宅を新しくす

る場合は、自己資金は多少要りますけれども、4分の3の事業費ということに書いてありますが、実は、その上、補助と地方財政措置を合わせて94%が国費で見えていただける。計画づくりも、半分が特別交付金で見えていただけるというスキームが出たんですね。

この法律そのものは随分昔にあったんです。あったんですが、手が出ない。なぜか。地域住民のコンセンサスも、それから基礎自治体の担当も、なかなかそこまで手が出ないよね。お金がかかるでしょ。それから、人たちの気持ちは、今まで住んでいたところをどうぞこっちへ移転してくださいというのはなかなかハードルが高い。

でも、東日本大震災から10年たった。この次の南海トラフ地震までにはぜひこれを進めてほしい。住宅、命だけは救ってほしい、助かってほしいという思いがここにあるんだと思います。

おととい選挙がありまして、首長選挙で、私、その開票のところ、ある沿岸部の町長とお話をしました。この話をしたんです。

そうしたら、そんなに財政支援があるんだったら、それはもっと活用していきたい。情報収集して取り組んでいきたいとおっしゃっておられました。

これは、あくまでも沿岸部の津波被害ということでお話をしていますが、実は、流域河川の防災対策でも、丸々住宅地を移転するという計画が、国土交通省の都市局に聞くと、それが多そうです。全県下、豪雨災害で家が流される。あんなことは、うちはしたくない。調査をして、そんなようなことであります。

この、事前復興計画というのは計画ですから、それをもっと具体的にすると、この高台移転、移転促進につなげていく、集団移転につなげていく。これが具体的だと思います。

それから、もう一つは、先ほど女川町の話の中で申し上げましたが、この事業を、市町の職員とか県の職員ではなかなか難しいというので、UR都市機構に委託することができるということを国土交通省は言ったんです。

ですので、東日本大震災の実績を踏まえて、UR都市機構と一緒にやって

いこうということなんだと思います。これについて御答弁をお願いします。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（真弓明光）** 防災集団移転促進事業への取組についてお答えさせていただきます。

防災集団移転促進事業につきましては、住民の生命等を災害から保護するため、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進することを目的として、市町が行う住宅団地の整備等に対する国の補助制度でございます。

これまでの事例では、東日本大震災をはじめ、台風や集中豪雨での災害により、約1万4000戸を対象とした高台等への移転事業が実施されております。これらは全て発災後の事例であり、発災前の段階では、住宅移転に係る個人の費用負担の問題など、住民の合意を得ることが難しく、全国的に見ても実施した事例はございません。

こうした中、先ほど議員からも御紹介いただきましたように、国において、令和2年度に住宅団地の対象戸数について、事業採択要件が緩和されました。

さらに、直近では、対象となる区域要件が拡充されることや、事業の施行を市町に代わり、UR都市機構が代行できることなど、来年度に向けた制度改正法案が本年2月に閣議決定されたところでございます。

地震・津波被害の低減に向けた取組については、市町がそれぞれの市町マスタープランに沿って、土地利用検討区域の再編シナリオの実行を目指すことが必要となります。

県としては、市町において高台移転に取り組まれる場合には、防災集団移転促進事業の活用を積極的に働きかけるとともに、制度に係る国からの情報や事業実施に向けての課題を市町と共有しつつ個別に相談に応じるなど、市町の防災意識の高揚に資する取組・支援を行ってまいります。

〔33番 東 豊議員登壇〕

○**33番（東 豊）** 予定より時間が押してしまったので、ちょっとはしょりたいと思います。

これは、ちょっと雰囲気が変わりますが、このパネルを御覧いただきたいと思ひます。(パネルを示す) 通告なしで、また企画員は多分驚かれると思うんですが、この写真を用意しました。

知事に質問します。

これ、参加者各位を御覧いただくと何年前かというのが分かると思うんですが、何の話をしてどういうことでしたか、これ、クエスチョンですが、東日本大震災の際、いつも知事は言っているんですが、就任前に災害の現地に行っている。これは、本当に私も、一緒のように選挙する状況の中で知事は行ったよ、行ったよ、あんたは行かんのかみたいな話をよく聞きました。

そのぐらい前のめりでいろんなことを調査して、人の話を聞いていただいているということなんですが、もし、お答えいただければありがたいというふうに思ひます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事(鈴木英敬) 写真についてでありますけれども、若いなと思ひながら見ていましたが、平成24年だっと思ひますけれども、東議員の御紹介で東京大学の羽藤先生に御説明をいただいたことだと思ひます。

ちょっと手元に資料とかがないので詳細はあれですけども、まさに今ここまで議論していただいた事前復興に関する都市計画、あるいは、キーワードで何度もおっしゃっていたなと思ひているのは、復興のデザインが大事だということをおっしゃっておられて、あと、陸前高田市の話と、ちょっと津波とは別ですけど、恐らくチェルノブイリの話もされていたのではないかなというふうに思ひて、事前にデザインをするということが大事だというお話を承った場面ではないかというふうに思ひます。

〔33番 東 豊議員登壇〕

○33番(東 豊) 知事、ありがとうございます。そこまで記憶が正確だとは、ちょっとびっくりしました。

これは、東京大学の羽藤先生で、今、東日本大震災による津波被害からの

市街地復興事業検証委員会の委員でもあります。当時は准教授だったんですが、今は教授になられて、つまり事前復興の第一人者のお一人だというふうに思っていて、発災後1年、これ、実は写真をもう一回見ていただくと分かりますが、皆さん、6月ということもあってネクタイをしてないんですが、実は休日なんですね。知事にちょっとこういう方がおられるので、ぜひ復興について、防災について、お話を聞いてくださいというお話をしたら、ずっと集めていただいて、大変感謝だったと思います。

やっぱりこの三重県にいる以上は、というか、震災大国日本に住んでいる日本人としては、これは絶対備えるべきで、いつも備える以上のことが足りないと言っているわけですから、ぜひいろんな形で備えていただきたいと思います。

1点だけ御質問したいんです。これで終わりますが、防災について。

県土整備部から、みえ防災・減災センターに事前復興計画のための予算をつけていただいています。3年ほど前からです。年間10万円なんですね。来年度の予算、12万円だそうです。

私は、各市町のトレーニングとか勉強会とかプログラムをつくるのに、その金額で大丈夫かどうか。駄目でしょう。駄目でしょうという言い方はちょっと失礼なんですけど、もっと積極的に、高台移転も含めて、事前防災、事前復興のための予算をつけるべきだと思いますが、早く御答弁いただければと思います。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（真弓明光）** 復興事前準備研修についてでございますが、将来的には、復興事前準備の考え方を都市計画に反映させることも考えながら、まずは研修内容をしっかり拡充させまして、復興事前準備に対する市町職員の理解を深めてまいりたいと考えております。

〔33番 東 豊議員登壇〕

○**33番（東 豊）** ありがとうございます。とにかく予算、金目のものも含めてですけれども、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

2番目の質問に行きます。かなり時間が押してしまいました。

成育基本法というのが平成30年12月に成立しました。その中身についてであります。

ついこの間、2月に基本計画、成育基本法というのがあって、基本計画が発表されたんです。その中身についてお話をお聞きしたいというふうに思います。

産後ケアについてです。

私の、それこそ防災と、それからこの妊娠、出産、育児の部分、子育ての部分、少子化対策の部分は、2大テーマの一つであります。

産後ケア、充実してきました。なぜかという、今までは半分の市町しか窓口はなかった。でも、今はおかげさまで、県行政の御指導もよろしく、29市町全てその事業に取り組んでいただけるといことありますが、実は、それだけではよくなくて、データを見てみますと、宿泊型、アウトリーチ型というのはありますが、宿泊型が特にほとんど利用されていない。つまり、現実はずっと子育てに苦しんでいらっしゃる方、悩んでいらっしゃる方が多くいらっしゃるにもかかわらず利用率が少ない。

このことを、特に産後の自殺ということも、ちょうど生後5か月ぐらいまでが認められていますので、対象期間を長くすることも成育基本法にはうたわれています。

部長の御答弁を、ちょっと時間がなくなってきたので、質問はそういうことでお答えいただければと思います。

〔大橋範秀子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（大橋範秀） 市町の産後ケア事業の充実についてお答えいたします。

産後ケア事業は、心身の不調、または育児不安がある方などを対象に心身のケアや育児のサポート等を行うことで、産後鬱や新生児への虐待予防等を図り、安心して子育てができる支援体制を確保することを目的とした事業であり、県内全ての市町において実施されております。

これまで産後ケア事業は、出産直後から4か月頃までの時期を対象の目安としてきましたが、例えば、低出生体重児等の場合は、入院期間の長期化で退院時期が出産後4か月を超える場合もあることから、令和元年12月に改正された母子保健法により、対象者を出産後1年を経過しない女子及び乳児と定められたところです。

県内では、対象時期をおおむね4か月未満としているのが27市町、おおむね12か月までとしているのが2市町となっています。

産後ケア事業は、宿泊型、デイサービス型、アウトリーチ型の三つの実施方法があります。このうち、宿泊型の利用者は、平成30年度の延べ46名に対し、令和元年度は113名と大幅に増加していますが、宿泊型を実施している施設の受入可能月齢は4か月以内としている施設がほとんどです。

産後ケア事業の実施には、受け入れる医療機関や助産所の協力が必要であり、対応可能な医療機関や助産所は、いわゆるこういう地域の社会資源は、地域差が大きくなっております。

また、国のガイドラインでは、市町において対象時期を定める際には、母子及びその家庭の状況、愛着形成の重要性に加え、地域におけるニーズや社会資源の状況等を踏まえ判断するよう求めています。

県としては、広域的な観点から支援を行うため、人材育成としての母子保健コーディネーターの養成や、母子保健体制構築アドバイザーの派遣により、市町の実情に応じた母子保健体制が整備されるよう支援を行っています。

しかしながら、産後ケア事業の対象時期を出産後1年とするためには、予算措置だけではなく、受入施設の開拓が必要です。

県としては、今後も、医師会、産婦人科医会、小児科医会等の関係団体との総合調整を行い、地域をまたいだ広域的な体制整備を促進していきます。

また、対象時期などから、この市町の産後ケア事業の対象とならない方に対しては、養育支援訪問事業や産前・産後サポート事業などの多様なサービスを組み合わせた適切な支援が切れ目なく行われるよう、県がこれまで取り組んできた出産・育児支援体制である出産・育児まるっとサポートみえの充

実に努めてまいります。

[33番 東 豊議員登壇]

○33番（東 豊） ありがとうございます。現状をしっかりと把握していただいて対策を取っていただきたい。

次のパネルでございます。（パネルを示す）

聴覚スクリーニングについて、これ、母子保健ですが、成育基本法の、もうそれこそ冒頭に書いてあることございまして、ここの中に、注目をしていただきたいのが、ちょうど真ん中、産後という欄で、新生児スクリーニングというのがあります。これ、生まれてすぐにスクリーニングをするんですが、一つは聴覚検査、もう一つが先天性代謝異常等検査、これは血液検査です。ぴしっとかかたに注射針を打って血液検査をして、1か月後には結果が出る。

今回テーマに取り上げているのは、聴覚スクリーニングであります。（パネルを示す）これは、実は100%ではないんです。聴覚スクリーニングを、1万2000人三重県では出生児がいらっしゃいますが、1万2000人のうち1000人程度が受けていらっしゃらない。

課題は、原稿を作りましたが、時間の関係で読みませんが、二つあります。

一つは、検査料の公費負担がない。あっても、非課税世帯であるとか生活保護受給世帯であるとかということであります。私は、これは注目をされなくても、大事な検査だというふうに思います。つまり、聴覚に障がいがあると、後のコミュニケーションが取れない。そして、成育に対して感受性も遅いということでありまして、ぜひ県として、国が2分の1、県が2分の1の補助率です。

もう一つは、機器がそろっていないということであります。（パネルを示す）ここに出したパネルがそれなんです、機器についても、国が2分の1、県が2分の1を出せば整備ができていく。これ、要望を確認して対策を取っていただきたいというふうに思います。

そして、聴覚スクリーニングって、御存じない方もいらっしゃいます。私

も現場を見ていなかったの、（パネルを示す）これは「コウノドリ」というTBSオンデマンドで探して見まして、こういうふうに耳と、おでこと背筋に端末を入れて検査するというものですが、これがなかなかしにくい。1万2000人のうち1000人程受けていない。ぜひ受けてほしい、100%を目指してほしい。そのための御努力をいただきたいと思います。

時間の関係で端的に御答弁をいただければと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

〔大橋範秀子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（大橋範秀） 新生児聴覚スクリーニングの実施率向上についてお答えいたします。

新生児聴覚スクリーニングを実施することは、難聴の早期発見・早期療育につながり、コミュニケーションの形成や言語発達の面で大きな効果が得られ、ひいては、子どもの健やかな成長や将来の社会参加につながります。

県内では、助産所を除く全ての分娩を取り扱う産科医療機関で、おおむね生後3日以内に初回検査が行われておりますが、令和元年度実施率は、残念ながら100%ではなく93.7%になっております。

この理由としまして、我々としても、まず1点目は費用負担が必要なこと、もう1点がやはり助産所等に検査機器が整備されていないことではないかというふうに思っております。

そのため、実施率のさらなる向上に向けて、これまで県としても手引きとか、関係機関との検討会とか、進めておりましたが、さらなる向上に向けて、県として保護者へその必要性を丁寧に説明するよう関係者に十分周知するとともに、市町に対し、受検状況、課題を把握し、実施率の向上につなげるよう働きかけてまいります。また、費用負担の軽減も必要と考えられることから、公費負担による支援を市町に働きかけてまいります。

あわせて、助産所での検査機器の設置については、助産師会の意向を確認するとともに、検討会等において、機器整備の補助も含めた検査体制の整備について検討してまいります。今後も、保護者に対する周知啓発、公費負担、

検査機器の整備など、全ての子どもが新生児聴覚スクリーニングを受けられるよう、実施主体である市町を支援することで検査体制の充実に努めてまいります。

〔33番 東 豊議員登壇〕

○33番（東 豊） ありがとうございます。ぜひ調査をして、対象のニーズに的確に応えていただきたいというふうに思います。100%を目指していただきたいというふうに思います。

いよいよ残り15分です。

東紀州地域の振興について3項目挙げさせていただきました。原稿をかなり長く書かせていただきましたが、割愛しますが、御答弁はいただきたいと思えます。

一つは、熊野古道世界遺産登録20周年というのが、令和6年にやってまいります。そのための備え、私は、結論から申し上げますと、後で知事に聞こうかと思ったんですが、時間の関係で聞けないわけですが、5周年には国際シンポジウムを開かれています。野呂知事の時代であります、10周年、それぞれ予算をつけてきております。

そのことも含めて、周年事業をすると、人材がおのずと広がっていく、連携が取れていくということでもありますので、平成16年の登録時は1億2800万円つけているんですね。5周年のときは2400万円、平成26年の10周年は5000万円の予算をつけています。令和元年の15周年は1300万円の予算をつけていますが、いよいよ20周年、これは人材育成というものを主眼に置いた形のものを取り組んでいただきたいと思っております、端的に、南部地域活性化局長の御答弁をいただければと思います。

〔横田浩一地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○地域連携部南部地域活性化局長（横田浩一） 東紀州地域の人づくりについて今後どのように取り組んでいくかというところを、熊野古道世界遺産登録20周年に兼ね合わせましてお答えさせていただきます。

東紀州地域は、御存じのように、人口減少が懸念される地域であるとともに

に、主要産業である第一次産業の不振が続くなど、地域の経済は厳しい状況でございます。また、伝統産業や伝統文化の継承が危ぶまれている地域でございます。こういった中で、各種の取組、それから人材育成が行われてきたところでございます。

そういった中で、新たに地域のほうでも、東紀州「地域人材」養成塾というのを紀北並びに紀南地域活性化局が連携してきておりまして、その中で、大学の講師を呼びまして御講演いただいたところ、右肩上がりのこれまでの経済を根拠にした価値観はもう既に変化してきていること。それから、人と人のつながりによって地域の活性化、イノベーションのもとが生まれると。その志ある人々をつなげて地域を活性化させていくことが重要であるということが論じられて、私もその内容を聴講させていただきました。

今後、20周年に向けて、人の育成というのは非常に大事だと思っています。地域の課題には、一つの要素だけではなくて、複数の要素が複雑に絡み合ったものがございます。

そういった中で、感度が高く多角的な視点とバランス感覚を持った人材が必要でございますので、そういった人材のニーズ、それから、その人材を育成するにふさわしい方法論について検討を進めていくとともに、紀北並びに紀南に三重大学の地域拠点サテライトというのを設置されておりまして、こちらの御助言もいただきながら、どのような人材育成がいいのか、それから、熊野古道世界遺産登録20周年に向けて、どのようにその人材を活用していくべきかといったところについて、引き続き協議し、志ある人材の有機的なネットワーク化等についても進めていきたいと思っております。

〔33番 東 豊議員登壇〕

○33番（東 豊） ありがとうございます。

質問を二つ一緒にやってしまったというのがあって、一つだけ再質問します。

熊野古道は、平成16年に世界遺産登録なんですけど、平成15年にアクションプログラムというのをつくったんです。保存と活用、これがメインテーマで

すね。

これのいわゆるガイドライン、手引書がアクションプログラムなんです、平成17年にはアクションプログラム2で、平成20年には追記編で、平成27年にはアクションプログラム3というのが出されているんです。

もう年数が相当たってきましたので、ぜひ、プログラム4とまで行けるかどうか分かりませんが、追記あるいは社会情勢の変化によってつくっていただきたいと思うんですが、ちょっと御答弁をいただきたい。

〔横田浩一地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○地域連携部南部地域活性化局長（横田浩一） それでは、熊野古道アクションプログラムの見直しについてお答えさせていただきます。

議員に御紹介いただきましたように、熊野古道アクションプログラムにつきましては、熊野古道の保全と活用のための活動の指針としまして、平成15年3月に、まず第1号をつくったわけでございます。

その後、平成16年の世界遺産登録を経まして、平成17年にアクションプログラム2をつくらせていただいて、10年間の取組を示したものでございます。

そして、その10年後の平成27年3月には、10年間の活動指針と、その前半5年間の取組を示すアクションプログラム3というのをつくっております。

今回、そのようなアクションプログラム3の期間中ではございますけれども、様々な社会環境の変化もございます。具体的には、スペイン、バスク州との協力連携に関する覚書の締結ですとか、新型コロナウイルス感染症の収束後を見据えたビルド・バック・ベター、それから、デジタルトランスフォーメーションの進展といった社会の変化がございまして。

こういった内容をアクションプログラム3のほうに反映させまして、これらがこれからの熊野古道に関わる人々の保全と活動のよりどころとなるアクションプログラムとなるように見直しを進めてまいりたいと思います。

〔33番 東 豊議員登壇〕

○33番（東 豊） 御答弁いただきました。見直しに向けて進めていきたいということで。

知事に再質問みたいな形でお伺いします。

先ほど、5周年のときに国際シンポジウムというのが開かれて、イコモスのメンバーとか、国内のイコモス委員とかが来られて、いわゆるその地域の価値を高める。つまり、地域住民も、こういうことで評価されているんだということが分かる、価値を知るということがベースにあったと思いますが、20周年になると2024年になるわけです。

価値を知るとか深めるといった意味で、イコモスに、道の文化とかって、いろんな委員会があると思うんですが、そのうちの国際会議とかを、招致したらいいと思うんですが、御所見をいただきたいと思います。

国際会議というのは、もう最終的に裾野が広いですので、人づくりには最も効果が現れる。そのときに居合わせた、話をした、それが価値につながるというふうに思います。御答弁をいただきます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 20周年に向けてということで、今、東議員がおっしゃっていただいたように、5周年のときには、イコモスと連携して熊野古道国際会議やシンポジウムを開催して大変よい機会であったというふうに承知をしております。

20周年に向けましては、まず、5周年のときの国際シンポジウムも奈良県と和歌山県と連携してやりましたので、20周年の事業についても、まず奈良県と和歌山県としっかり連携すると。どういうことをやっていくかということを考えたいと思います。

その中で、例えば国際会議を開催していこうということになったとすれば、それは、イコモスと連携していくのがいいのか、あるいは、先ほど横田局長もバスク州の話をしました、バスク州とちょうど協定を結んで5周年になりますから、そこと連携するのか。

いずれにしても、熊野古道を愛する全ての人が喜んでいただけるような20周年事業になるように、今おっしゃっていただいたイコモスのことも視野にしっかり議論していきたいと思います。

あと、国際会議が人材育成につながるというのは、G7伊勢志摩サミットをやった経験からまさにそのとおりだと思います。

[33番 東 豊議員登壇]

○33番（東 豊） ぜひ御議論を深めていただいて、価値を高めるような形で迎えていただきたいというふうに思います。

3番目の項目です。あと5分です。

公共土木施設の文化的景観ということであります。これは県土整備部長に直接お尋ねします。

以前、議案聴取会のときに、1%システムについて、もう通告も何もなくてグリーンインフラも含めて質問したら、すごく答弁が素敵だった。ちゃんとした通告をして御答弁いただきたいなと思って今日に至りました。

インフラツーリズムというのが、ダムとか橋梁とか、ございます。地域経済の活性化に寄与するものというふうになっていて、インフラツーリズムは評価されている。

ただ、土木、行政の視点からすると課題もあるわけですが、しかし、一歩前に進める必要がある。

熊野古道世界遺産については、江戸時代から明治時代にかけて、もうそれこそ公の道であったわけで、立派な文化遺産だと道そのものが土木的な貴重な存在であるわけです。

インフラストラクチャーの一つであると思いますので、その辺も含めて、今後、三重県で行われる、東紀州地域に限らずですが、それぞれの文化的な要素を公共インフラに入れ込むというお考えについて御所見を賜りたいと思います。

[水野宏治県土整備部長登壇]

○県土整備部長（水野宏治） 今後の公共事業における文化的な視点の導入についてお答えさせていただきます。

社会資本整備を実施する際に、景観、自然、歴史、文化等の地域資源を生かした取組を入れていくことは、今後の社会資本整備にとって大切な視点で

あるというふうに考えております。

例えば、海外の例を申し上げますと、フランスでは、高速道路の建設に際して事業費の1%を景観等に充てる政策が導入されております。アメリカでは、景観、歴史、自然、文化等の観点で道路の評価を行って、優れた道路はルート指定、そして、予算措置を行うシーニックバイウェイといったような法律がございます。

日本では、アメリカの仕組みを参考に、日本風景街道という仕組みが2007年に導入されて、今では全国で144ルート指定されているところでございます。

三重県でも、伊勢熊野みちほか3ルートについて指定されているところでございますが、全国的な課題としても挙げられているんですけれども、組織の高齢化、あるいは活動資金の不足等の課題があって、今後、さらなる活性化に向けた支援が必要であるというふうに考えています。

また、風景街道だけではなくて、今後は、公共空間のリノベーションに積極的に取り組む必要があるというふうに考えておまして、まずは、この中で、地域資源を生かす考え方を導入していきたいというふうに考えております。

御質問のございました、東紀州地域を舞台として何をするのかといったことについて、具体的な内容については、今後示してまいりたいというふうに考えております。

また、さらには、新設する際にも、同様の考え方で地域との協働を含めた仕組みを、他の地域の例、あるいは国とも調整しながら、県としても検討してまいりたいというふうに考えております。

さらに言えば、こうした考え方の中で、県産木材の公共土木施設への積極的な活用といったものも同じ範疇に含まれるというふうに考えておりますので、対応してまいりたいというふうに考えております。

いずれにしましても、東議員から、グリーンインフラを含め最近の公共事業について、効率化重視といった中で大変奥深い御指摘をいただいていると

ころでございます。県土整備部としてはしっかりとチャレンジしてまいりたいと考えております。

[33番 東 豊議員登壇]

○33番（東 豊） 部長の力強い御答弁、本当に経済優先とか効率優先じゃなくて、文化的要素を公共インフラにちゃんとはめ込んでいくという、大事だと思います。

パネルがあと2枚あって、（パネルを示す）これ、たまたまネットで検索すると、こんな形。ちょっとしたやっぱりゆとりとか豊かさとかということが大事だというふうに思います。

残り零分になりました。（パネルを示す）このパネルは、知事、おめでとうございます。ナンバーワンですね。分厚い中間層を伸ばしていくというのが、政府の貧困格差も解消しなきゃいけないわけですが、その分厚い中間層の可処分所得は三重県が日本一だということでございます。

これは、例えば地域として魅力があるかということの尺度だと思います。豊かさを享受している、東京都より10万円も高いわけですね。

ぜひそういう三重県としての魅力をどんどん発信していただいて、住みやすい三重県ということをPRしていただいて、移住交流も含めて使っていたらというふうに思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（日沖正信） 暫時休憩いたします。

午後0時11分休憩

午後1時10分開議

開 議

○副議長（服部富男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（服部富男） 県政に対する質問を継続いたします。21番 稲森稔尚議員。

〔21番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○21番（稲森稔尚） 伊賀市選出、草の根運動いがの稲森稔尚です。

9月の定例会議に引き続きまして、桑員河川漁協事件で明らかになりました不当要求の根絶について、質問したいと思います。

今日は、傍聴席のほうに伊賀市からもお越しいただいておりますけれども、大学生のインターンの皆さんにも来ていただいております。

将来に向けて、公正で公平な三重県を取り戻すべく、多くの県民の皆さん、そして大学生の皆さんにも納得していただけるような答弁を心から期待して、質問に入りたいと思います。

桑員河川漁協事件とは、内水面漁協の前組合長が工事を承諾する見返りに、建設会社、不動産会社に対して、協力金名目の金銭を要求していたという事件です。

その背景には、県や市の行政が公共工事や開発工事に当たって、内水面漁協、河川漁協の承諾を得ることとの指導を行っており、建設業者の皆さんからは、県は金銭の要求があることを知っていながら、漁協に説明に行くことを求めている。県が金銭の要求に応じろと言っているのと同じだなどの声が上がっています。さらに、金銭の要求に困っている、工事の遅れにつながるなどを県に相談しても見て見ぬふりをされたという声もお聞きしてきました。

県は、昨年以降、建設業協会各支部への聞き取り調査を実施し、さらには、協会に加入していない県発注工事の実績のある建設事業者に対しても実態調査を行ったとお聞きしていますが、その回答結果はどのようなものであったのか、詳しい説明を求めます。

また、その結果を踏まえて、長年の県の姿勢に反省すべき点はなかったのでしょうか。これまでの対応を検証した上で、関係者の皆さんに謝罪を行っ

てこそ、県の信頼回復につながり、不当要求根絶への取組を始めることができるといふふうに考えますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（真弓明光）** 建設事業者への実態調査の結果と県としての反省や謝罪について、お答えさせていただきます。

不当要求等に関する建設業者への実態把握につきましては、令和2年11月に三重県建設業協会と意見交換を実施し、その結果については、11月30日の一般質問における関連質問の中でお答えさせていただいたところでございます。また、その際には、建設業協会会員ではない建設業者に対しても意見聴取をすることを申し上げたところでございます。

そこで、協会員でない建設業者に対して、令和2年12月25日から令和3年1月12日にかけてアンケート調査を実施いたしました。

アンケート調査は、県内で協力金の総額が多い地域で、県発注の河川工事を複数回受注したことがある建設業者を対象として、協力金の支払い状況や意見などを無記名により記入していただきました。この調査には、依頼業者33社に対し、19社から回答をいただいております。

アンケート調査の結果では、18社が工事を行う際に、定率で協力金を支払っており、そのうち13社が、工事の説明や挨拶の際に協力金を求められていました。

協力金については、河川工事を行う際に、濁りをゼロにするのは不可能であるため協力金があってもよいが、河川工事と全く関係のない工事まで協力金を要求されることは賛成できないとの意見や、協力金を支払わないと工事に着手できないので業者側は払うしかないとの意見など、協力金に対する不満の声がありました。

また、協力金について県に相談したことがあると回答した8社の建設業者からは、その際の県の対応について、知らないふりをした、受注業者のほうで対応してくださいと言われたといった不満の声もありました。

協力金に関しては、平成11年度に、県土整備部と農林水産部において定め

た漁業権設定河川における公共事業、地域開発等に関する基本方針において、内水面漁協と建設業者との間に協力金問題が発生した場合には、協議会を設置し、調整を図ることとしていましたが、これまで協議会を開催したことは一度もございません。

今回のアンケート調査では、県の工事を受注した建設業者から協力金について相談を受けていたにもかかわらず、基本方針にある協議会という仕組みを風化させ、これを用いていなかった、また、建設業者が困っている際に、十分寄り添うことができなかったといった結果になっており、このことについては、県として深く反省し、謝罪させていただきます。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） それでは、今の点も踏まえて、順次伺っていきたくと思います。

まず、開発工事、開発許可に当たってのこれまでの県の指導の在り方について質問します。

県土整備部は、平成25年3月18日に発出した通知文書により、開発許可の権限移譲を行っている四日市市、津市、桑名市、鈴鹿市に対して、漁業権を有する漁業団体に対し、開発許可申請に当たり、事前に協議し、合意形成に努めるよう指導するものとするというような内容の指導を行ってきました。

昨年12月に桑員河川漁協前組合長が有罪判決を受けた津地裁四日市支部の判決においても、これらの県の指導について言及されていることは、大変重いものがあるというふうに思います。

例えば、桑名市は県の指導を受けて、直接関係のない二次放流先の開発行為にも河川漁協の合意形成を求めており、少なくとも、県のこれまでの指導の在り方が誤った解釈を生んだり、あるいは結果として悪用されてきたのではないかということが明らかになってきたというふうに思います。

県内では、金銭の要求が激しいことから、開発行為を断念した事業者もあるというふうにお聞きしました。

このような、長年の見て見ぬふりと言える無責任な県を含めた行政の対応

は、まさに三重県発展の阻害要因となってきたという事実も重く受け止めるべきです。

今回の通知文書を撤回し、改めるべきと考えますが、見解を伺います。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（真弓明光）** 開発許可に関するこれまでの県の指導の在り方についてお答えさせていただきます。

平成24年請願第30号の要旨は、美しい三重の海と川を守るため、河川上流域における採石、開発事業の認可に当たっては、海、河川等に泥水を流出させることのない十分な対策を講じ、流域漁業団体の了解を得るよう、事業者に対して求めることでした。

この請願が採択されたことを受け、開発許可に当たって都市計画法においては流域漁業団体に同意を求める規定はありませんが、請願の趣旨に鑑み、関係流域漁業団体との合意形成に努力するよう、事業者に働きかけるとした取扱いを定め、文書により、平成25年3月に開発許可権限を有する行政庁宛て通知をしております。

請願を受けて定めた取扱文書には、漁業団体との合意形成に努力するよう、事業者に働きかけるものとしておりますが、開発許可条件ではないとは明確に記載しておりません。このため、誤解を招かないように、関係漁業団体との合意形成は、都市計画法に基づかない行政指導であって、開発許可条件ではないことを取扱文書に明記した上で、再度行政庁宛て周知してまいります。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○**21番（稲森稔尚）** それでは、今後の警察との連携や法的対応の強化ということがこれから大切になってくるというふうに思っていますので、そのことについてまず伺っていききたいと思います。

今後の不当要求の根絶については、県内各地で、不当要求や県土整備部がこれから公共工事の協力金のやり取りを禁止するというので、これが、場合によっては水面下に潜って見えにくくなってしまふこと、あるいは、より

巧妙になってしまうということも十分想定をしていかなければいけないというふうに思っています。

その上で、警察との連携強化、それから法的対応の強化、さらには、県土整備部や環境生活部の中で専門性を持った体制の強化ということが重要になってきます。

そこで、警察との連携強化では、これまで提案してまいりました暴力団対策法に基づく不当要求防止責任者の選任、講習会の受講を入札制度に組み込むということも一案だと思います。

あらゆる不当要求の根絶に向けて具体的にどのように取り組んでいくのか、県土整備部理事と併せて警察本部長の見解もお伺いしたいと思います。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（真弓明光）** 県と警察との連携、県の法的対応の強化についてお答えさせていただきます。

不当要求防止責任者を選任し、責任者講習を受講した企業を入札制度で評価することについては、早期導入に努めてまいります。

なお、導入に当たっては、建設業界の意見も聞きながら、具体的な評価方法を検討するとともに、入札に参加する企業に不公平がないよう、周知期間にも配慮して進めてまいります。

次に、不当要求に対する体制の構築についてですが、県発注工事の受注者に対する不当要求等への対応を強化することを目的として、県、警察、三重弁護士会、暴力追放三重県民センター、三重県建設業協会を構成員とする協議会の設置に向け、現在、警察等と準備を進めているところでございます。

この協議会の設置により、不当要求があった場合の具体的な対応を検討するに当たり、法的な視点から弁護士等の助言も受けた上で、適切な対応を図ることが可能になると考えており、この協議会の設置を通じて不当要求の根絶にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

〔岡 素彦警察本部長登壇〕

○**警察本部長（岡 素彦）** 本組合をめぐるましては、多くの事業者が工事施

工の承諾を条件に多額の金銭を支払うよう求められ、河川環境の保全維持を名目にした不当な要求ではないかと疑問を抱きながらも、工事の妨害や工期の遅れを危惧して支払いに応じてきたものと認識しております。

警察としましては、同様の不当要求がほかでも行われていないか、情報の収集や相談活動を徹底して行い、適切な助言や指導を事業者に対し行うとともに、恐喝の時効は7年であることを念頭に、事件化し得る事案は粘り強く捜査をしております。

また、警察に相談すれば、助力が得られ、後で困ったことになるのではないかと心配を抱いていただくことのないように、信頼してもらえるように、事業者の立場に立った対応に努めてまいります。

知事部局との連携、協力につきましては、我がほうの助言やアドバイスの不足もありまして、受注事業者と発注自治体の双方に不当要求への対処要領が定着していなかったことは反省事項であるというふうに考えております。

御指摘の講習につきましても、公共事業関係者の受講率が低調なまま、受講を進める働きかけを私どもが十分に行っておりませんでした。

また、判決では、開発許可を受けるためには、許可申請手続とは別物の協議を行って組合の承諾を得るよう、事業者が市から指導された旨や、県の指示で工事関係者が組合に協議に来ると当該組合長が理解していた旨が認定されておりまして、公共工事のプロセスに不当要求が入り込みやすい仕組みとなっていたものと思っております。

知事部局による協議会の設立が、不当要求の排除に必要な知識及び技能の定着や過去の事案も含めました積極的な被害相談、被害申告につながるものであれば、ぜひ協力したいというふうに考えております。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） ありがとうございます。

県土整備部に少し確認したいんですけども、例えば水が濁ったとか、あるいは魚が死んだとか、これから県の対応というのは今まで以上に工事説明に出向くということもそうですけれども、県の対応力というか、体制の強化

が求められてくると思うんですけども、その辺はどういうふうにお考えですか。どういうふうに体制を強化していく考えがありますか。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（真弓明光）** 発注者側の体制につきましても、相談体制を構築するなり、濁った場合の相談体制を構築したり、円滑な工事が進めることができるような体制を構築してまいります。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○**21番（稲森稔尚）** 例えば濁りの因果関係とか、魚が死んだことへの因果関係とかそういう専門性も持って、県がしっかり対応できる体制というのをこれから広げていただきたいと思えますし、警察本部長から恐喝の時効は7年だという話もありました。県がしていただいた実態調査でも、そういう犯罪をうかがわせるような芽といいましょうか、そういう部分というのは大いに感じられるところですので、そういう被害を受け付けるということも、ぜひ考えていっていただきたいというふうに思っています。これから積極的に、よろしく願いいたします。

最後に、知事にお伺いしたいと思いますが、県が不当要求の根絶に取り組む姿勢を示しましても、やはり建設業者の皆さんからは懐疑的な意見も伺っています。

先ほども申し上げましたけれども、不当要求に長年悩まされてきた建設業者の皆さんが県に相談をしても取り合ってもらえなかった、あるいは、県が漁協にお金を支払ってきなさいって言っているのと同義であるというような回答もありましたので、まるで別人のように、180度方針転換をすることを信頼できないことに無理はないというふうに思います。

そこで、知事から明確なメッセージを、事業者の皆さん、県民の皆さんにはっきりと示していただくことが必要だと思います。

あらゆる不当要求の根絶に向けた知事の決意と、真弓理事が謝罪しますとおっしゃいましたけれども、知事の口から、これまでの検証結果、あるいは反省すべき点、どういうふうにお考えなのかということも併せてお伺いした

いと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 不当要求根絶に向けた決意や反省などについて答弁させていただきます。

まずは、関係する建設業者の皆様に対して、協力金に関する対応に苦悩され、県において御相談をお受けしていたにもかかわらず、結果として、長きにわたり十分な対応ができていなかったことについて深くおわび申し上げます。

先ほど、真弓理事も答弁で申し上げましたように、アンケート調査の中で、県に相談があったにもかかわらず知らないふりをしたなど、あってはならない対応がなされていたことが改めて明らかになりました。

県として、建設業者の皆様我真摯に寄り添い、苦悩されている課題を解決するという対応が適切にできていなかったこと、併せて、県民の皆様の信頼を損ねるような事案が生じ得たことについて、県政を預かる立場として極めて重く受け止め、深く反省しています。

また、県土整備部と農林水産部において、平成11年度で定めた基本方針は、そこに設けられている協議会がこれまで開催されていなかったなど、協力金問題の解決に全く生かされず、風化していたことについても、極めて大きな問題であると考えています。

これまでの教訓を踏まえ、不当要求の根絶に向けて、今回、関係部において新たな基本方針を取りまとめ、様々な対策を講じることとしておりますが、特に重要なことは、これらの対策を運用する地域間を含めた県職員一人ひとり、組織全体、その隅々まで意識の徹底浸透と人事異動にかかわらず継続的な取組を行っていくことです。

また、今回新たに設置する協議会については、建設業者の皆様が積極的に相談、申告できるような仕組み、建設業者の皆様寄り添った対応を取れるよう機能させることが不可欠ですので、警察本部はじめ、関係機関と緊密に連携し、しっかりと取り組んでまいります。

いずれにしましても、新たな対策を取りまとめたことがゴールではなく、これがまさに、不当要求の根絶に向けた再出発、新たなスタートとの思いでこれまでの反省を生かし、決して同じ轍を二度と踏まず、地域を支える建設業者の皆様が安心して事業を営んでいただけるよう、しっかりと取り組んでいく決意です。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） ありがとうございます。

想定していたより、非常に熱い、しっかりとした思いを語っていただいたと思います。

そういう思いを、建設業者の皆さんをはじめ、県民の皆さんにしっかり届くようにしていただきたいと思っておりますし、これを県土整備部で起きた問題というふうにとどめてほしくないと思っております、ここに座っている皆さん、それから県庁にいる全ての皆さんに考えていただきたいのは、三つあると思っております、前例をうのみにして仕事をする危うさ、自分の前の仕事を誰かにパスをすれば業務完了という意識、それから、おかしいと思っても組織内部で誰も異を唱えられないという県庁の風土が、特に先輩方の姿を見た若い職員の皆さんにも蔓延しないように、そういう意識を持ってこれから県庁の空気をしっかり変えていっていただきたいということを、皆さんに強くお願いしておきたいと思っております。

それでは次、県立ゆめドームうえのの課題について質問していきたいと思っております。

こちらが県立ゆめドームうえのという県有施設です。（パネルを示す）伊賀市のゆめが丘というところにありまして、二つ建物が建っているように見えますけれども、第一競技場、第二競技場というふうなスポーツ施設として主に活用されています。ぜひ県民の皆さん、訪れていただきたいと思っております。

年間12万人の利用があって、県は、県財政の健全化に向けた集中取組の中で、県有施設の見直しの対象として、この県立ゆめドームうえのを民間活力を利用したさらなる施設運営の効率化ということで、民間売却も含めた検討

を行っているということです。

ただ、来年の今頃には民間に施設の引渡しも行われるというようなスケジュール感もありまして、非常に速いスピードで物事が進んでいるなという印象を持っています。

こちらに伊賀市から鈴木知事宛ての要望書の写しを持ってきました。（パネルを示す）この最後のところなんですけれども、2019年の12月時点で、引き続き県営施設としての管理運営を伊賀市としては強く要望しています。

しかしながら、議会への説明資料の中には、その意向というのは一切記載されず、伊賀市が施設取得は困難という部分のみが記載されて、話がさくさくと進んでいっているということは、懸念といいますか、非常に残念に思っているところです。

ゆめドームうえのの存続は、スポーツ振興のみならず、伊賀市の防災、それから、沿岸部が多い三重県で内陸部をどういうふうに捉えていくか、どういう役割を伊賀地域が担っていくか、まちづくり、地域づくりにとっても大きい影響を与えるというふうに思っています。

そういうことを考えますと、先日も伊賀市の市長や部長とお話をしてきましたけれども、やはり、双方向で議論しているというよりは、少し一方通行な感じがするというお話も聞いてきました。

仮に、民間と話を進めていくにしても、今、パートナーシップということで、やはり、県や市や民間が同じ理念を、同じ目的を共有していくような協議も必要だと思いますし、このような進め方ではなく、より丁寧な進め方や説明をしてほしいというふうに思っていますが、今後はどういうふうに進めていくのでしょうか。

〔大西宏弥地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（大西宏弥） それでは、ゆめドームうえのの施設見直しの取組についてお答えさせていただきたいと思います。

ゆめドームうえのにつきましては、先ほど議員からも御紹介ありましたように、伊賀地域の振興に寄与する拠点施設として県民の心身の健全な発達、

体育・スポーツの普及振興、文化の向上等に資することを目的として設置されております。

今回の施設見直しに当たりましても、こうした政策的な位置づけや、設置目的を踏まえまして、当該施設を存続するということになってございます。

その上で今回、多様な主体がその特性を生かして、公共サービスを主体的に担う新しい公共の考え方の下、民間活力の導入に取り組むことといたしました。

民間事業者に主体的な役割を分担いただき、民間が持つノウハウや発想、資産を最大限生かして、運営に新しいアイデアや大胆な取組を引き込み、利用者へのサービス向上とさらなる運営の効率化の双方につなげていきたい、そういう考え方でおります。

こうした考え方につきましては、これまでも伊賀市と名張市に適宜情報提供し、御意見も伺ってまいりました。とりわけ、施設のある伊賀市とは丁寧な意見交換を重ねまして御理解を得てきたと認識しております。

意見交換の中で伊賀市からは、第一競技場が持つアリーナ機能と指定避難所としての機能を残してほしいとの要望もございましたことから、これらを踏まえて、民間活力の導入を図ることとしております。

今後、まず、民間移譲での公募を行い、応募がなかった場合や落札者がなかった場合は、PFIによる公募を行うといった方法で次期運営事業者を選定する予定にしております。

それぞれの具体的な手続につきましては、両市に丁寧に説明させていただくとともに、伊賀市については、隣接して所有します施設もでございます。

○副議長（服部富男） 答弁は簡潔にお願いします。

○地域連携部長（大西宏弥） 引き続き緊密に意見交換を行っていきたいと考えております。

こうしたことで、皆さんに喜んでいただける施設となるよう、次期運営事業者の選定を進めてまいりたいと思います。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） 県にとっては、市町の偉い人と話をしたら説明したということになるかもしれませんが、市、基礎自治体というのは対住民、対利用者ですので、その辺、急がず丁寧に進めていってほしい、慎重にやってほしいというふうに、このことをお願いして一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（服部富男） 36番 今井智広議員。

〔36番 今井智広議員登壇・拍手〕

○36番（今井智広） 公明党の今井智広でございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきますが、その前に、知事におかれましては、愛知県、岐阜県の緊急事態宣言がどうなるか、まだ分からない状況の中でも、3月7日まで緊急警戒宣言を延ばしていただきましたこと、私も賛成でございます。しっかりとオール三重で感染防止対策をしていくと同時に、3月8日以降どうなるか分かりませんが、引き続き警戒感を持って取り組んでいきたいと思っております。

また、今後は新型コロナウイルス感染症のワクチンの接種等も始まってまいります。もう既にやっていた先行接種も、おおむね今週中には恐らく終わるんだらうというふうに思います。

また、今週からは医療従事者の優先接種もスタートをする、4月12日からは住民向けの65歳以上の方にもスタートするということでは、県は調整役として大変重要な役割を担っていただいておりますので、知事のほうでリーダーシップ、また県のほうの調整をしっかりとやっていっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

まず最初に、県立学校卒業生・卒業予定者の就職内定状況についてということで、この質問は、昨年9月の一般質問でもさせていただきました。

コロナ禍において、就職活動が1か月後ろ倒しになっていること、また、企業経営も大変ですので、求人数も減るのではないかとということで大変危惧しておりました。

案の定といいますか、やはり新型コロナウイルス感染症の影響は隔々にまで行っている状況の中で、昨年10月末では、例年に比べて2106人の求人数の減というのがございました。特に、製造業では前年よりも28.3%減ということで、主要産業全てで減少したという状況であります。

そんな中で、教育委員会のほうでも、県立高校を卒業された方、また特別支援学校の高等部の卒業生に対して様々なサポートをしていただいたと思いますけれども、現状としてどのようになっているか、まず、お答えいただきたいと思います。

〔木平芳定教育長登壇〕

○**教育長（木平芳定）** 今年度の高校生の就職は、コロナ禍において厳しい状況が危惧されましたことから、就職アドバイザーを増員して指導体制を充実したり、早い段階から経済団体への求人要請などの対策を進めてまいりました。

こうした中で、議員の御指摘もありましたけれども、採用選考の開始が1か月後ろ倒しとなったことから、10月末の内定率は77.2%で昨年度に比べ10.2ポイント下回りました。このため、未内定者の多い高校に就職アドバイザーを重点的に割り当て、個別の進路相談や求人開拓とともに、ハローワークと連携した相談会などに取り組み、1月末の内定率は97.1%と昨年度と同じ状況となっています。

特別支援学校では、キャリア教育サポーターが教員と連携して企業開拓を行い、計画的に職場実習などを進めており、1月末の内定率は76.6%と同様に昨年度と同じ状況となっております。

〔36番 今井智広議員登壇〕

○**36番（今井智広）** 御答弁ありがとうございます。

10月末ではマイナス10.2%だったものが、現在1月末では、その前の年と同水準ということで、この間、第3波があったり、緊急警戒宣言の発出等あった中において、例年ベースの内定率になっていることは、本当に進路指導の担当教員の方々や就職アドバイザー、また、キャリア教育サポーター、

そして三重労働局であるとかハローワーク、全ての力を結集していただいたということで、非常に感謝しております。

もう一つ、聞かせてもらいたいのは、それはその上で、先ほど申し上げたように求人数が2000人以上減っている中において、内定率はしっかりと達成、達成といたしますか、例年ベースに持って行ってもらったんですけども、内定者の中には、希望がかなわない、自身が思っていたとおりの就職ができなかった方が例年よりは多い可能性があるのではないかとそのように思っております。

やはり、高校を卒業して、また特別支援学校の高等部を卒業して就職していただいて、これ、新型コロナウイルス感染症があってもなくても、例年から、例えば高校卒業者の離職率というのをハローワーク、三重労働局のほうで出してもらっていますけれども、平成29年1年目での離職が15.2%、平成30年3月卒業者は13.3%、そして平成31年3月の卒業の方は13.2%と、これまで、1年目の離職率を県も様々な努力をいただいて、また、企業の方も御努力いただいて下がってきておるんですけども、ここが、もしかしたら上がってしまうんじゃないかという懸念を抱いております。

その意味からは、例年以上に、まだ新型コロナウイルス感染症の影響がこれからどれぐらい続くか分からない状況でありますけれども、県を挙げて企業支援もしていただいておりますところではございますけれども、この4月に就職される方に、しっかりとこれまで以上にサポートをしていただくことが大事になってくると、就職先は、いろんな部にまたがってくると思います。ですので、その企業の支援というものも併せてやっていていただきたい。

部局横断的に教育委員会中心に、そういったサポート体制をより強化していただくと考えております。

これは、企業の今後の成長にもつながっていきますし、何よりも、三重県の今後の地方創生にもつながっていくと思っておりますけれども、その辺の就職後のサポート体制の強化をどのようにしていくおつもりなのか、教えていただきたいと思っております。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 就職後のサポート体制、サポートの取組について御答弁申し上げます。

就職した後、生徒の離職する、その理由についていろいろ聞いておりますけれども、業務内容が向いていない、あるいは職場の人間関係といったものが例年多くなっております。

このため、就職を希望している生徒には、就業体験や企業見学に加えて、適性を理解することや、先輩から仕事内容や職場の様子を聞くことなどに取り組んでおります。

また、雇用経済部が作成している働くルールブックというのがあるんですけれども、これを活用して、社会のルールや困ったときに、どのように対応したからよいかなどを学んでおります。

今年度は、コロナ禍のため、生徒が企業を訪れる機会が少ない状況にありました。こうしたことから、今年度の卒業生に対しては、各校の教員や就職のコーディネーターが、早い段階から就職先を訪問し、企業の担当者に職場での様子を丁寧に確認したいと考えております。

その上で心配な様子があれば悩みを聞き取り、場合によっては企業に配慮いただくことをお願いするなど、今年度志を持って就職した生徒が継続して活躍できるよう支援してまいります。

特別支援学校では、教員や雇用関係機関、障害者就業・生活支援センターなどの協力も得て、就職先を訪問して職場での様子を把握し、本人の特性に応じた仕事内容や職場環境について企業と相談するなど、安心して働き続けられるよう、一人ひとりの状況に応じた支援に取り組んでまいります。

〔36番 今井智広議員登壇〕

○36番（今井智広） 御答弁ありがとうございます。

やはり、コロナ禍において、今様々な企業支援というのを県もパッケージでやっていただいておりますけれども、就職していただく若い皆様方が、いろんな状況があるとは思いますが、やはりやりがいを持って、その企

業で悩むことも当然たくさんあると思いますが、そういったときに相談できる、寄り添ってもらえる、そういった方の存在というのはとても大きいと思います。

一方で、企業支援をさらに状況を、これからどのように環境が変化していくか分かりませんが、大変厳しい中での反転攻勢の取組になってくると思います。

県のほうでも、雇用経済部では、やはり、企業の解雇とか雇い止めをとでも心配していただきながら、そういうのを阻止するために企業支援していただいていると思いますので、それらと併せて、教育委員会並びに全ての部局が連携して、若い皆様方が継続して仕事をさせていただけるように、また企業が持続して地域の中で御活躍いただける、そういった環境整備を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に入ります。

県立大学設置の是非の検討についてということで、三重県の高等教育機関の収容率が39.8%で全国最下位レベルであると、そういったことも先週もお話を聞かせてもらいました。

また三重県として、県内で学び成長したいという若者の希望の実現に向けて、学びの選択肢を拡大していきたいということで、今回こういった是非の検討に入っていただくんだと、そのように思います。

この問題は、ここに来て急に起こったことではなく、以前から若い皆様方が大学進学等、高等教育機関への進学等では県外へ流出してしまう、そういった環境であったということは、これまでも長年、課題として県も取り組んできたことであるとそのように思います。

しかし、結果として、これまで思うような実績とといいますか、形をつくることができこなかったという中において、今回、一步踏み込んで、それでは県立大学の設置がどうなのかと、是非も含めてですけれども、そういったことで、具体的取組としてこの学びの選択肢の拡大に県が一步踏み込んで取り組むんであると、そのように私は感じております。

その中で、やはり拡大や勉強内容の充実等は、これまでもずっとこれからも大切なことでありますけれども、本当に重要なことであると思いますので、財政的な、そういった後づけがしっかりできるのであれば、できるのであれば本当に私も前向きに考えていただきたいと、そのように思っております。

しかし、さはさりとて、今から大学の検討をし、開学をするまでというところ、今の問題に対応していくんですけれども、知事も中期的視点に立ってとは言っていたと思いますけれども、今既に、またこれまでに既にある課題を解決していくという中において、開学までは本当に5年ではできないと正直思います。これから7年、10年という話になるとと思いますので、しっかりと慎重かつスピード感を持ってやらしてもらわないといけない、とても難しい問題だと思っております。

それで、今後本格的な検討、議論をまたさせていただくに当たって、私どもでは三つ、確認の意味も含めて県の考えをお聞きしたいと思います。

まず、是非の検討につきまして、来年度、進学を希望する高校2年生の皆さん、また保護者の方々等のニーズ調査をしていただくということで、また有識者会議のほうも設置してもらおうということでは言っていたと思いますけれども、やはりこの、まず是非をいつまでに決めるのかということ、先ほど言った開学まですごい長い時間がかかる中において、まずこの是非をどのようにするかということについて、どれぐらいのタイムスケジュール感で考えていらっしゃるのか教えてもらいたいと思います。

二つ目は先ほどのニーズ調査、これはとても大事なことだと思います。若い人たちがどのようなところで学びたいのか、それは大事だと思いますけれども、一方で、大学の間、例えば4年制大学であれば4年だけいてもらって、その後、県外へというのではまた、地方創生の意味からも違うと思います。

やはり、卒業後、県内でしっかり働ける、やりがいを持って働けるということが重要になってくると思いますので、受入先である企業がどういう人材を必要としているのか、そういったことの調査もしっかりとやらしてもらわな

いといけないと思います。

それも7年後、10年後の経済状況を見据えながら、これからデジタル社会が進んでいくわけでありますけれども、どういった社会になるかというのも想定しながら企業のニーズ調査というのも必要であると思うんですけれども、その辺、取り組んでもらえるのかどうか、これが2点目。

3点目が、学びの選択肢の拡大というのは、これまで取り組んでこられたサテライト校の誘致というものがあると思います。そして、この県立大学の設置の是非、そして、もう一つ、県内高等教育機関のほうで学びの充実、量的拡大をする。それも一つありだと思えます。

もう一つは、知事も先日言われていましたけど、デジタル社会の推進によって、三重県にいながら大学の授業が受けられる、そういった社会も近い将来、来ると思います。

僕は大きく四つ、その選択肢の拡大ということに関してはあると思うんですけれども、県立大学の是非の検討、これに重きをぐっと置いて、ほかの、特にサテライト校の誘致等はちょっと力を抜く、抜くと言うたら変ですけども、そちらよりもこちらに集中するのか、私はバランスよく、しっかりと取り組んでいくことが大事であると思っておりますけれども、戦略企画部長、お考えを聞かせてもらいたいと思います。

〔福永和伸戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（福永和伸） それでは、県立大学設置の是非の検討について幾つか質問をいただきましたので順次答弁させていただきます。

今、本県では、県内高校から大学に進学する者に対する県内大学の定員数の割合、これは、大学進学者収容力といいますけれども、令和2年度で39.8%と全国的に見て極めて低い水準にとどまっています。すなわち、高校生が県内の進学を望んでも、選択肢が十分でないために、やむなく他県に転出するほかないという状況が生じやすくなっています。

本県では、これを教育政策上の重要な課題と捉えまして、これまでサテライトキャンパスを含む大学の誘致に向けて全国の私立大学にアンケート調査

を実施するなど、大学進学時の学びの選択肢拡大を目指した取組を進めてきたところですが、十分な成果は得られていないのが現状です。

こうした中、人々の関心が地方に向き始めていることも踏まえまして、学びの選択肢拡大の有力な手段の一つとして、県立大学の設置の是非を検討することとしたところです。

検討のスケジュール感ですけれども、この検討に当たりましては、来年度中に方向性を導き出すことを目指しておりまして、高校生やその保護者へのアンケート調査を来年度前半に実施しまして、県民の皆さんのニーズをできるだけ早く把握するとともに、それと並行して有識者会議でも議論を進めていただくということとしています。

有識者会議等での円滑な議論に資するよう、今年度中にできることには既に着手しておりまして、ニーズ調査の内容の検討や他県事例の調査などを今も進めているところでございます。

県内企業のニーズ把握につきましてですけれども、卒業生の受皿として期待される県内企業からの御意見を把握することは、県立大学設置の是非を検討する上で不可欠と考えておりまして、まずは、有識者会議の構成員として、県内産業界の方に御参画いただくことを想定しています。

また、県内企業がどのような学問分野を学んだ人を求めているのかについて調査することも検討しておりまして、その調査結果は、県立大学のみならず、学びの選択肢拡大や大学の魅力向上に向けた様々な検討の中で活用していけるものと考えています。

今後の大学進学者収容力の拡大の在り方についてですけれども、先ほど述べましたように、県立大学の設置は、学びの選択肢拡大の有力な手段の一つとして、その是非を検討することとしたものでありまして、本県の現状に鑑みますと、たとえ県立大学の設置が是となった場合におきましても、それだけで問題解決ということにはなりません。

大学進学者収容力をめぐる本県の課題を改善に導くためには、今後とも私立大学の動向への対応など、引き続き、他の手段の視点も併せ持ちながら、

多面的に検討していく必要があります。

現在、国においても、東京一極集中型から多核連携型の国づくりに向けまして、地方国立大学の特例的定員増についての議論が進められております。

こうした国立大学や、そして私立大学の動きもしっかりと注視しながら、県立大学設置の是非も含め、今後の大学進学者収容力の拡大の在り方についてさらに検討してまいります。

〔36番 今井智広議員登壇〕

○36番（今井智広） 来年度中に一定の方向性を導き出すと、そのように言っていただきました。また、県内企業のいろいろな御意見を調査するのは不可欠であり、どのような学問分野の人を求めているかということもやっていただく。

また、多面的視点で、この県立大学の設置の是非だけでは、是となった場合であっても、サテライト校の誘致とか、そういったこともバランスを考えながらやっていくということ、県立大学だけでは量的な選択肢の拡大には限界があると思いますので、そういったこともやっていっていただくということで答弁をいただきました。

先ほど言いました慎重かつスピーディーに、大変難しいと思うんですけど、来年度中、しっかりとまた、県議会でもいろんな議論が起こってくると思いますので、しっかり進めてもらいたいと思います。

県内企業のニーズ調査、先ほどちょっと申し上げたんですけど、開学というのはまだ先になりますので、今の社会とその先の未来というのは、大分社会構造も変わってきているんじゃないかと思いますので、その辺りも踏まえながら、可能な限り、将来のその時代に必要な人の調査というのものも、企業も含めてやっていってもらいたいと思います。

例えばサテライト校の誘致とか、こういったことも県立大学をつくるには大変大きな財源が必要になると思います。サテライト校の誘致も必要になるとは思いますけれども、財源的な裏づけをしっかりと県議会にも示していただきながら、それぞれの取組を進めていっていただきたいと思います。

地方国立大学の特例的定員増等も、これからの動きにも期待したいと思えます。

もう時間がありませんので、知事のほうにも一言聞きたかったですけれども、また今後議論の中で、ぜひ、知事の決意も聞かせてもらいたいと思えます。

最後に入らせてもらいます。

河川への土砂の流出抑制についてということで、来年度、県土整備部のほうで、これまでの1.4倍の河川堆積土砂の撤去等を進めていきながら、将来的に期間を短縮して、河川の堆積土砂の撤去をしていきたいということで、パネルを用意させていただきました。（パネルを示す）

これは県土整備部のほうで、来年度予算の中で出していただいたポンチ絵でありますけれども、ここにありますように、令和2年度は16万立方メートル、ピンクが県の事業ですけれども、そちらの1.4倍の22万立方メートルを令和3年度に撤去していく。

現状280万立方メートルが川にあって、それを、民間の力も借りながら令和3年度のペースで撤去していけば、今までであれば、令和2年度ペースであると25年かかるものが15年に短縮できるということで示していただきました。

一方で、この緑のところは、毎年度これぐらいの新たな土砂が出てくるとい、そういった数字でございます。

私は、今日はここの20万立方メートルをいかに減らしていくかというのがより早くなるということで、質問させていただく形になります。

パネルはちょっと控えさせていただいて、それで県土整備部、これまでも様々な取組で、県内でも特にいろいろな要望がある中で、この河川堆積土砂の撤去の要望というのも県内各地から来ていたと思います。それらをこれまでも頑張ってもらっていましたが、令和3年度からさらに加速して頑張ってもらえるということでもあります。

この基になっているのが、知事も一生懸命取り組んでいただいて、私ども

の党でも問題意識を持っておりました緊急浚渫推進事業という事業が総務省のほうから発表されました。

これは何かというと、充当率が100%で交付税措置を70%してもらえます。これまで、県のほうで一般単独事業債ということで、充当率90%、交付税措置がなかったものがこういった形でやれるようになったということで、県にとってはとてもありがたい制度であると思います。それを活用していただいて、これまで以上に加速度的にやってもらう。

これは令和2年から5年の事業で、総予算規模は4900億円で、また今年度は900億円だと思っております。これらを活用してしっかりとやっていってもらいたいと思います。

あわせて、先ほどの流出を防ぐための取組として、この事業では砂防ダムや治山ダム、その土砂の撤去にできるという、そういったありがたい事業がありますので、その意味で、やはりどこから土が出てくるかということ、やはり森林のほうから出てくる部分が多いんだとそのように思います。いろんなところから出るとは思いますけれども。

砂防ダムは、県内に約1400か所あると思うんですけども、この砂防ダム、土をためてもらうのが仕事ですけども、たまり切っているところも結構ある。また、その砂防ダムの土砂を撤去してもらいたいというお話もよく地域で聞かせてもらいます。

その辺りのところで、この緊急浚渫推進事業、この制度を使って、しっかりと県として県内の砂防ダムから土砂が出ない、それは、下流のそれぞれの地域の方の命と財産を守ることに繋がっていきますので、その辺りのところで、今後、特に5年の事業でありますので、計画的に調査もしながら取り組んでいってもらいたいと思いますけれども、県土整備部長のお考えをお聞かせください。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（水野宏治） 砂防堰堤の堆積土砂の撤去の方針についてお答えさせていただきます。

県が管理している砂防堰堤は、約1400か所ございます。

これまで、豪雨等により異常出水が生じた場合に、災害復旧事業で撤去をしていたといったところでございまして、経年的に堆積している土砂については撤去していなかったというのが現状でございます。

しかし今年度から、先ほど議員から御紹介があった緊急浚渫推進事業、これは昨年度知事が総務省に対して創設を強く要望して実現したものでございます。この事業が新たに創設されたことを踏まえて、経年的に堆積した堰堤の土砂の撤去についても、今年度から撤去を進めているところでございます。

まだ、全ての堰堤の堆積状況は調査できていませんが、現時点で把握している土砂撤去が必要な堰堤は29か所ございまして、今年度は8か所、来年度は15か所、着手してまいりたいと考えております。

さらに、その他の箇所、1000か所以上残っておりますけれども、5年で一巡する砂防関係施設の老朽化点検において、砂防堰堤の堆積状況の調査を今年度から実施しているところでございます。

この調査結果を基に、今後、土砂撤去計画に追加するなど、本日の議員からの御指摘も踏まえ、計画的な撤去を実施してまいります。

〔36番 今井智広議員登壇〕

○36番（今井智広） どうぞよろしくお願いいたします。

やっぱり出てくるものを減らすことによって、全てを撤去する期間も短くなると思いますのでよろしくお願いいたします。

最後に、農林水産部長、申し訳ないです。

平成28年9月に治山ダムの土砂撤去、みえ森と緑の県民税を活用してやっていただいております。

まだ今も、その事業をやってもらっておると思いますけれども、治山ダムが県内に約4000か所近くあると、そのように聞かせていただいておりますけれども、計画的に進んでいるのかどうか、その辺りのところの御答弁をお願いします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） 本県では、みえ森と緑の県民税を活用した土砂・流木緊急除去事業ということで治山施設等に異常に堆積した流出のおそれがある土砂、流木の除去に取り組んでおるところでございます。

平成26年度から本年度までに39か所、約9万6000立方メートルの堆積土砂等の撤去を行っており、令和3年度も県内4か所で事業の実施を予定しております。

今後も引き続き、市町からの要望や台風による被害状況等の緊急性も考慮しまして、県土整備部とも連携を図りながら災害に強い森林づくりを計画的に進め、森林から下流河川への土砂の流出抑制に向けて取り組んでまいります。

〔36番 今井智広議員登壇〕

○36番（今井智広） 御答弁ありがとうございます。

治山ダムのほうも、みえ森と緑の県民税を活用しながらしっかりと進めていただいている。

これで砂防ダム、水野部長のところでもしっかりと調査もしながら、必要なものやっていっていただき、治山ダムのほうも、今後も続けていってもらうんだと思います。

みえ森と緑の県民税を今使っていただいておりますけれども、今後は、恐らくこの緊急浚渫推進事業、治山ダムも使えるんだと思います。もしみえ森と緑の県民税は県民の方からいただいた貴重な財源、ほかにやらないといけないことがあるのであれば、その使い道を変えて、この緊急浚渫推進事業を使っていくというのも一つの手であるのかなとそうように思っております。

やはり災害から命を守るということにおいては、この河川堆積土砂の撤去というのはとても重要であり、ニーズの高い事業でありますので、今後も力強く進めていっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○副議長（服部富男） 暫時休憩いたします。
午後 2 時11分休憩

午後 2 時20分開議

開 議

○副議長（服部富男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（服部富男） 県政に対する質問を継続いたします。22番 濱井初男議員。

〔22番 濱井初男議員登壇・拍手〕

○22番（濱井初男） 新政みえ、多気郡選挙区選出の濱井初男でございます。

まず、新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方々に哀悼の意を表させていただきますとともに、御家族の皆様、そして感染された皆様には心からお見舞い申し上げます。

それでは、新型コロナウイルス感染症対策につきましてお伺いいたします。現在、県民の皆様が最も関心のあるであろうワクチン接種についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症は、人類にとってこれまで経験のない疾患であり、ワクチンの供給が始まり、接種により予防が進むことで集団免疫が獲得され、広く人々に安心感を与えることができます。さらには、医療崩壊を防ぐ一助にもなります。

国内でのワクチン開発の遅れから、政府は、海外製薬会社からワクチンの供給を受けることによりワクチン確保をすることとし、現時点で米ファイザーから年内に7200万人分、米モデルナから今年9月までに2500万人分のワクチンの供給を受ける契約を結んでおります。

しかしながら、輸出規制のあるEUから輸入されるために、その調達スケジュールや量が明確には見通せないということ以上に、ワクチンそのものに対する漠然とした疑問や不明な点が多いこと、さらには副反応への不安が払拭されていないように感じます。

県では、既に県民向けにサイトを開設して、ワクチン接種に関する最新情報を発信し、また、電話相談サービスでも相談に乗りながら情報発信もされていますが、相談内容を分析した上、相談対応者が共有し、これからの相談に生かしていただきたいと思います。

また、2月19日から県内4病院で始まった先行接種で接種を受けた医療従事者からは、重い副反応を訴える声は届いていないようでございます。副反応の報告事例なども、今後に十分生かしてほしいと思います。

ワクチンの接種を受けられる段階になったらどうしますかというアンケートに対して、すぐに接種を受ける39%、急がずに様子を見るが52%、接種を受けないが6%、分からないが3%であります。

ワクチンに期待するが8割、期待しないが2割の中で、様子を見る、受けない、合わせて6割の方々がいらっしゃいますが、これらの方が少しワクチン接種に消極的なようでございます。

そのような中、県民に対しワクチンに関する基本的な情報や副反応など、ワクチンに対する不安等を払拭するためには、より丁寧な情報発信や相談対応が必要と考えますが、県、市町の役割分担も含めてどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

また、広域視点からの県の役割についてお聞かせください。

一般向けのワクチン接種は市町が実施主体となりますが、前例のない初めての取組ということでもあり、対応に苦慮していると聞きます。

県は広域的な支援をする役割があることから、他の都道府県の個別接種を中心に、集団接種も一部併用する練馬区モデル、あるいは、原則かかりつけ医での個別接種で行う桑名市モデル、複数自治体による共同接種事例等の情報提供や支援を行うべきと考えますが、どのように取り組んでいくのか、お

伺いいたします。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） ワクチン接種につきまして2点御質問いただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず、ワクチンに係る情報発信や相談対応についてどのように取り組んでいるかということでございます。

新型コロナウイルスワクチンにつきましては、議員からも御紹介がございました医療従事者向けの先行接種が始まったばかりであることから、ワクチン接種に対する県民の皆さんの不安を払拭し、安心して、今後接種を受けていただくためには、まず何よりも的確な情報提供が重要であるというふうに思っております。

県では、県民の皆さんの相談を受けるコールセンターといたしまして、みえ新型コロナウイルスワクチン接種ホットラインを2月12日に、国や他の都道府県に先駆けて開設したところでございます。

このホットラインでは、ワクチン接種に関する一般的な相談対応や情報提供を行っておりまして、これまでに約500件のお問合せをいただいております。

御相談の主な内容といたしましては、基礎疾患や持病、アレルギーをお持ちの方からワクチン接種についての質問が約3割、住民登録とは異なる場所でもワクチン接種を受けられるかといった質問が約1割、ワクチンの接種時期や場所などへの問合せが約1割など、県民の皆さんがワクチン接種についてどのような疑問をお持ちなのか、その傾向が明らかになりつつあると考えてございます。

また、2月19日には、ワクチン接種に関する情報を提供する専用のホームページ、みえ新型コロナウイルスワクチン接種ポータルサイトをオープンいたしました。

ポータルサイトでは、国から発信されるワクチンの安全性や有効性に関する情報、県内のワクチン接種に関する情報などを掲載するとともに、コール

センターに多数寄せられている、先ほど御紹介いたしましたような質問に対する回答を順次掲載していくことで、ホットラインとポータルサイトを連携させた運用を行うなど、迅速にかつ分かりやすく情報を発信できるよう努めていきたいと考えてございます。

さらに今後は、県、市町の広報紙やラジオ等、様々な媒体を活用することによりまして、ワクチン接種に関する基本的な情報や、県民の皆さんが安心してワクチン接種の判断を行うために必要な情報を積極的に提供していきたいと考えてございます。

続きまして、市町との情報共有の取組について御答弁申し上げます。

住民接種につきましては、各市町が実施主体となって体制整備が進められておりますが、国からの情報が限られる中、各市町は他の自治体のトップ取組情報を必要としていると考えています。

そこで、県では1月から毎週、市町の担当課長と県の担当でオンラインの情報交換会を開催しておりまして、国や他の自治体から収集した先進事例等の情報提供を行うとともに、市町間の情報交換の場も兼ねながら、県内市町の進捗状況の把握にも努めておるところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症対策本部事務局に、ワクチン接種体制整備グループを創設した当初から、グループ内に地域担当を設けて各市町、郡市医師会など関係団体と緊密に連絡を取り合っております。

こうして得られた情報で、各市町に参考になると思われるものについては、地域担当がグループ内で共有した上で横展開するとともに、各地域における調整会議といった場においても市町と情報共有を行っておるところでございます。

各市町におきましては、それぞれの地域の実情を踏まえた形で接種体制の検討が進められているところございまして、県としても、引き続き情報共有や情報交換の場を提供することで、それぞれの市町のワクチン接種体制の整備を支援していきたいと考えてございます。

〔22番 濱井初男議員登壇〕

○22番（濱井初男） 同じ世代でより多くの方が打っているという情報があると、接種意欲が高まるというデータ分析もあります。

感染による重症化リスクが相対的に低い若年層の接種状況が、蔓延を防ぐためには重要とも考えられることから、若年層に向けた十分な情報の発信が必要と考えます。県の考えをお聞きします。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） ワクチン接種は、新型コロナウイルス感染症の発症や重症化を予防できると期待されていることから、より多くの県民の方に接種していただきたくことが重要だと考えてございます。

そのため、特に議員から御指摘ございました若年層を含めて、できるだけ多くの方が納得してワクチン接種を受けていただけるよう、ワクチンの効果や安全性に関する情報につきまして、特に、若い方が中心によく見ていただきますポータルサイトでありますとか、それからSNS等も活用しまして、適時最新情報を発信するとともに、市町とも連携して情報発信に努めてまいりたいと思います。

現在もSNSの取組は始めているところでございますが、SNSの迅速性も生かして、より正確な早い情報をお届けしたいと考えてございます。

〔22番 濱井初男議員登壇〕

○22番（濱井初男） 次に、行きます。

観光産業の再生・活性化についてです。

コロナ禍における観光産業は、移動の自粛や観光立国に向けたインバウンドの皆減など極めて深刻な打撃を受けています。各種融資制度、雇用調整助成金、持続化給付金などで必死に雇用を守り、生き残りを図っております。特に、中小規模観光事業者は、消毒、衛生管理などへの負担も大きいと聞いております。

また、地域住民は観光がウイルスを持ち込むという意識もあります。感染症対策を遵守し、それに伴って観光客と地域住民に丁寧に分かりやすく伝えるなければなりません。安心感、信頼感を持って観光を捉えてもらう仕掛けが

必要です。

そこでお伺いします。

県は、どのように観光産業の再生、持続可能な発展に向けて取り組んでいくのか、お聞きします。

〔河口瑞子雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） それでは私から、観光産業の再生・活性化に向けて、安全・安心な観光地づくりに、今後どのように取り組んでいくのかお答え申し上げます。

昨年12月に実施された民間調査会社の意識調査によると、旅行訪問先の選択で、訪問先の感染状況やコロナ対策がされており安全・安心できることを重視する割合が約8割と高くなり、旅行者のニーズが変化しています。

引き続き三重を旅行先として選んでもらうためには、個々の事業者や地域全体でしっかりと感染対策を実施し、その取組を旅行者へ広く周知することが重要です。

そのため、本県では、まず、個々の事業者支援として県内観光事業者を対象に、観光ニューノーマル推進アドバイザーの派遣を実施しています。

感染症疫学が専門である国立病院機構三重病院臨床研究部長であられる谷口医師をはじめとした専門家の指導を受けましたアドバイザーが宿泊施設や観光施設を訪問し、感染対策に関する相談を受け、各施設においた具体的アドバイスをを行っています。

2月末時点で、県内115事業者を訪問し、事業者からは現場に即したアドバイスをいただけてありがたかった、実施している感染症対策に自信がなかったが、ポイントがよく分かったというお声をいただいております。

次に、地域としての取組として、観光地での混雑回避、行き先の分散化や店舗での接触機会の低減を図るなど、3密回避に向け、最先端技術を活用した事業をDMOである菰野町観光協会と連携して取り組んでいます。

具体的には、AIカメラ設置により人流データを把握し、菰野町観光協会のホームページで観光施設の混雑状況を表示する混雑状況の見える化や、

ウェブ上でお土産物屋さんなどを訪問し、相談しながら商品などが購入できるウェブ来店システムの導入、さらに、小型モビリティの活用により新たな旅行者の動線の創出に取り組むなど、時間と場所をずらして地域内での収容を促す新たな観光スタイルを確立しようとするものです。

菰野町観光協会では、今後、実証事業での成果をワーケーションの促進など、より滞在期間の長期化へと進化させていきたいと意欲的に取り組んでいただいています。

さらに、これら安全・安心の取組を広く旅行者に知ってもらえるよう、昨年12月から、都道府県公式観光情報サイト閲覧者数全国2位を誇ります三重県観光連盟のホームページ、観光三重に特設ページ、安全・安心みえの旅を設けまして、掲載事例を増やしつつ情報発信に努めております。

観光を取り巻く環境は、今後の感染状況やワクチン接種の進捗などによって、刻々と変化していきます。今年度、アドバイザーが訪問した多くの事業者から、今後も、最新動向を踏まえたアドバイスなどを望む声を多くいただいておりますので、来年度も引き続き、感染対策の最新情報に基づきアドバイスをを行うとともに、事業継続計画のブラッシュアップなど、事業者に寄り添いながらきめ細やかに対応していきます。

また、地域への3密回避に向け、最先端技術を活用した事業では、安全・安心な観光地づくりが県内全域に広がるよう、それぞれの地域の課題や特色に合わせてメニューも増やししながら、新たに4地域で実施していきます。

さらに、これら安全・安心の取組状況を、旅行者に分かりやすく情報発信し、安全・安心な観光地三重を確立してまいります。

〔22番 濱井初男議員登壇〕

○22番（濱井初男） ありがとうございます。

それでは、第9回太平洋・島サミットにつきましてお伺いいたします。

開催機運醸成の取組につきまして、お願いします。

第9回太平洋・島サミットは、第42回先進国首脳会議、愛称、伊勢志摩サミットから5年、パラオ共和国と三重県の友好提携締結から25年の節目とな

る令和3年、今年に、志摩市及び周辺地域で開催することになっております。今回は、19か国・地域の各首脳ら約200人の参加を予定しております。

日本国内においては、新型コロナウイルス感染症も一定拡大の勢いは収まりつつありますが、世界的に依然として収束の兆しも見えてこない状況であります。変異種による感染報告もあります。

そのような中、いまだ太平洋・島サミットの具体的な開催日程は未定になっております。

昨年12月、外務省で有識者会合第4回が開催され、社会開発のテーマについて議論されたと認識しておりますが、開催準備などについて外務省からの情報はどのようなものでしょうか。

県民の皆さんにも、まずは太平洋・島サミットの認知・浸透を図り、関心・理解度の向上、そして、共感、拡散が広まるよう、SNSを中心に様々な手法を用いて開催機運の醸成に取り組むこととありましたが、公式SNSアカウントでのフォロワーも少ないようでございます。

節目ごとに行うとしていた30日前イベントは無論、海女100日前などのイベント開催も未定でございます。

開催日程が未定となっている中でどのように開催機運を醸成されていくのか、改めてお伺いいたします。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） 開催に向けた機運醸成の取組について御答弁申し上げます。

太平洋・島サミットにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、現在も具体的な開催日程の決定には至っておりませんが、その一方で、国においては太平洋・島サミットの本県開催に向けた準備が着々と進められております。

昨年11月以降、太平洋・島サミットの基本方針等を議論する第9回太平洋・島サミットに向けた有識者会合が4回開催されるとともに、11月10日には、関係省庁の局長級で構成される太平洋島嶼国協力推進会議が開催され、

太平洋・島サミットの本県開催に向けて各省庁が連携していくことが確認されました。

また、本県におきましては、昨年8月にみえ太平洋・島サミット推進会議を設置し、産業や経済、観光、交通、環境、国際交流、医療など、様々な分野からの幅広い知見や御助言をいただきながら、様々な事業を進めているところでございます。

太平洋・島サミットの開催機運の醸成に当たりましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、大規模集客型のイベントの開催が困難となるなど、その手法や内容に大きな制約が生じる一方で、本県の特徴を生かした積極的な取組が求められております。

さらに、開催機運をより盛り上げていくためには、県民の太平洋・島サミットへの関心を高めつつ、自らが情報の発信や拡散に参加できる県全域での取組が必要です。

そこで、イベント開催等を中心に据えた従来型の手法に変えて、DXを積極的に活用した新たな機運醸成の取組を進めております。

例えば、昨年10月に公式アカウントを開設したSNSでは、三重の食材を活用する料理人や生産者、太平洋島嶼国にゆかりのある県内在住者への取材を交え、太平洋・島サミット参加国の紹介や三重の食・文化を発信する動画を作成するなど、親しみやすく魅力的なコンテンツを配信しております。

また、本県ゆかりのラグビーチーム、ホンダヒート、パールズ、近鉄ライナーズでは、多くの太平洋島嶼国出身選手が活躍しており、太平洋島嶼国と日本、そして、本県を結ぶかけ橋的存在でもあります。そこで、各選手の動画出演や出身国の紹介などに御協力いただくことで、ラグビーを通じた新たな層への波及に取り組んでおるところでございます。

このほか、本年1月には、国際的な活動を継続的に行う高校生・大学生として県が委嘱しているみえグローバル学生大使と本県とつながりのあるハーバード大学の学生が、太平洋・島サミットのPRをテーマとしたオンライン意見交換会を行いました。

その際、学生大使からは、SNSで太平洋島嶼国各国の料理を発信してはどうかとか、気候変動問題について発信する機会としてはどうかといった御意見も頂戴しておるところでございます。

そして、2月27日には、志摩市によるオンライン講演会が開催され、持続可能な水産物を優先的に消費するブルーシーフードの考え方への理解を深めるなど、太平洋島嶼国との共通課題でもある豊かな海と持続可能な食文化をテーマとした情報発信が行われています。

これらの取組に対して、県民の皆様によるSNSでの賛同の声や情報発信の動きはもとより、トンガ王国駐日大使御自身のSNSで直接御投稿いただくなど、太平洋・島サミットの認知・浸透とともに、少しずつ共感や参加意識の輪が広がり、ツイッターにおきましてはフォロワーが約1400人、インスタグラムは約2200人となりました。この動きを的確に捉え、引き続き、魅力的な情報発信に注力することで、太平洋・島サミット開催機運がより高まるよう取り組んでまいります。

今後、太平洋・島サミット開催日程が決定した際には、速やかに第2回みえ太平洋・島サミット推進会議を開催し、委員の知見や御助言をいただきながら、地元プログラム等の内容について国に提案するとともに、関係団体・地元市町などと連携し、太平洋・島サミットの開催に万全を期してまいります。

〔22番 濱井初男議員登壇〕

○22番（濱井初男） 2番目、三重の魅力発信と太平洋島嶼国との交流についてであります。

昨年10月、クニオ・ナカムラ元大統領がお亡くなりました。改めて、哀悼の意を表させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響によって、本県経済は大変厳しい状況が続いております。太平洋・島サミット開催を契機にさらなる三重県の魅力発信や太平洋島嶼国との交流を進める必要があります。

2国間の首脳会議に併せて行う歓迎行事であります地元プログラムや、開

催前イベントなどを具体的にどのように取り組んでいかれるのかをお伺いいたします。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） 三重の魅力発信と太平洋島嶼国との交流を進めるためにどのように取り組むのかについて御答弁申し上げます。

本県では、太平洋・島サミットの開催に向けた基本方針として、先ほど御答弁申し上げました開催機運の醸成と、それに加えまして、三重の魅力発信と地域経済の回復、太平洋島嶼国との交流の発展、国際会議に関するブランド力の向上を掲げ、みえ太平洋・島サミット推進会議と連携しながら、様々な取組を進めておるところでございます。

まず、三重県の魅力発信についてでございます。

今後、大都市圏ホテルレストランでの太平洋・島サミットフェアの実施、駐日海外メディアを招聘した現地訪問取材、太平洋島嶼国駐日大使による事前視察などを通じて、三重の魅力を世界へ発信していきます。

また、太平洋・島サミット開催時には、知事主催の歓迎昼食会や地元プログラム等の開催が予定されており、その際、漁業資源の持続可能な利用にもつながる海女文化や、太平洋島嶼国でも盛んな真珠養殖発祥の地である伊勢志摩の魅力など、本県の特徴や取組をしっかりと発信してまいりたいというふうに考えております。

さらに、こうしたイベント等をSNS上でも発信することで、相乗効果を高めていきます。

これらの魅力発信を通じて、県産品の消費拡大やコロナ後の観光誘客等につなげ、地域経済回復の一助となるよう取り組んでまいります。

次に太平洋島嶼国との交流についてでございます。

太平洋・島サミットの開催地として三重県が評価された点として、本県とパラオ共和国との友好提携をはじめ、様々な主体がこれまで培ってきた長年にわたる太平洋島嶼国との絆が挙げられます。

県立水産高校では、実習船しろちどりの遠洋航海で毎年パラオ共和国に寄

港し、交流を行っています。

故クニオ・ナカムラ元大統領から、25年前に本県に寄贈された友好のカヌーを修繕し、姉妹校であるパラオ高校とのオンライン交流に活用する取組を計画しており、太平洋・島サミットの会場でもこのカヌーを展示する予定でございます。

また、島嶼国との交流を進めるため、本県も発起人となり、平成30年に14道県で太平洋島嶼国・日本地方自治体ネットワークを設立いたしました。本年5月には三重県知事が本ネットワークの代表に就任し、今後、農業、漁業、観光、文化、スポーツなど幅広い分野において、各道県と連携した島嶼国との交流を検討していきます。

このほか、JICA青年海外協力隊により、本県から島嶼国へ派遣されていた隊員の活動を、現在、伊勢志摩サミット記念館サミエールにおいて紹介しており、今後もこうした島嶼国とのつながりを生かしていきたいというふうに考えております。

さらに、国際環境技術移転センター、ICETTが、JICA事業としてパラオで行っているごみの分別指導では、住民集会などを通じてごみの分別の大切さを働きかける草の根の取組が現地政府より高く評価されており、取組の拡大が検討されております。

これらの取組の下、次世代を担う本県の若者らを中心に、グローバルな視点を持って、地域で活躍するグローバル人材の育成につなげ、様々な主体とともに太平洋島嶼国との交流を深めることで、各国の発展に寄与したいと考えております。

第9回太平洋・島サミットは、G7伊勢志摩サミット開催から5年の記念すべき年に開催されます。

G7伊勢志摩サミットに続き、今回の太平洋・島サミットを成功に導くことができるよう、また、本県で開催される太平洋・島サミットを各国首脳の記憶に長くとどめていただけるよう、県民、市町、関係団体はもとより、みえ太平洋・島サミット推進会議の皆様方とも連携し、オール三重で開催に万

全を期してまいります。

〔22番 濱井初男議員登壇〕

○22番（濱井初男） 三重とこわか国体・三重とこわか大会まであと半年余りとなりました。

新型コロナウイルス感染症の影響は引き続き受けるものと考えられることから、不透明さもありますが、予定どおり無事開催できることを願います。

そして、こうしたレガシーをどのように後世に引き継いでいくのか、具体的な方策を考えていく必要があると考えています。

こうした中、令和3年度当初予算資料を見ると、大規模大会で創出されたレガシーを共有する報告会（仮称）の開催や、大会後の地域づくりにつなげる方策を検討する有識者懇話会（仮称）を設置しますといった記載もされ、県としても、具体的な取組を予定されているようでございます。

そこでお伺いします。

両大会をはじめ、大規模大会の開催を通じて培われた有形・無形のレガシーを、地域づくりにつなげる方策、仕組みづくりに向け、どのように取り組んでいかれるのか、お聞かせいただきます。

〔辻 日出夫地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇〕

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出夫） それでは、私のほうから三重とこわか国体・三重とこわか大会における有形・無形のレガシーを地域づくりにどうつなげていくのか、どう取り組むのかについて答弁申し上げます。

本県では、平成27年に制定しましたスポーツ推進条例に基づきまして、県民力を結集した元気なみえを目指して、第2次スポーツ推進計画を策定しました。

推進計画では、大規模大会の開催によるレガシーの継承を掲げ、両大会の開催を通じて得られる様々なレガシーを広く継承し、スポーツを通じた地域活性化につなげていくよう取り組んでいるところです。

三重とこわか国体・三重とこわか大会が開催される令和3年度は、三重の

スポーツイヤーの最終年となります。両大会では様々なレガシーが創出されますことから、その熱気や参加者の思いが残るうちに、レガシーの継承に向けた具体策の検討を進めてまいりたいと考えています。

具体的には、先ほど議員のほうからも御紹介いただきましたとおり、報告会と懇話会という二つの体制をつくり、検討を始めます。

まず、報告会につきましては、両大会に出場しましたアスリートや運営に携わった市町の皆さん、ボランティアの皆さんなどに参画いただいて、両大会に関わる中で、皆さんが何をレガシーと実感したのかなど、改めて自分たちの残したレガシーを振り返ってもらいたいと考えています。また、何を継承したいのか、そのためにどんな取組が必要かを考える機会にもしたいと思います。

次に、懇話会につきましては、例えば、スポーツビジネス・マネジメントで成功した方や、大規模大会を地元が主体となって運営している事例に関わった方などに構成員となっていただいて、報告会で継承したいとされた多くのレガシーを地域に根づかせていくための仕組みづくりや環境整備などについて御提言いただきたいと考えています。

報告会、懇話会後の取組方法につきましてはですが、懇話会などから御提言をいただいた後は、地域づくりの主役となる市町や地域の皆さんが、スポーツを通じてどのような地域づくりの方策を立ち上げ、どのような取組を進めていくべきかを考え、また実践していただきたいと考えています。

このため、県としましては、今申しあげました報告会、懇話会の検討結果に加えまして、県、それから各協議会、開催されました市町、それぞれの様々なノウハウを取りまとめ、整理し、これを提供することや、さらには、両大会後のレガシーを生かした事例の取りまとめを行うとともに、その情報提供も行うなどによって、市町との取組を引き続き継続的に後押ししてまいりたいと考えております。

〔22番 濱井初男議員登壇〕

○22番（濱井初男） ありがとうございました。

経済効果につきましては、太平洋・島サミット同様、できるだけ速やかに県民にもお知らせいただくように要望いたします。

続いて行きます。地域課題でございます。

まず第1点目、V I S O N開業と交通渋滞緩和対策でございます。

合同会社であります三重故郷創生プロジェクトと、多気町も協力して開発してきました滞在型複合施設V I S O Nの開業がいよいよ2021年、今年でございますが、春に迫ってきております。東京ディズニーランドの2倍、東京ドーム24個分の敷地面積115ヘクタール、開発面積54ヘクタールという広大な敷地に、日本最大級のV I S O Nが開業します。

第1期オープンが今年4月29日に産直広場、スイーツエリア、猿田彦珈琲、第2期オープンが6月5日に温浴施設、木育エリア、第3期オープンが7月20日に宿泊施設、食のエリア、農園エリアほか全施設と3回に分けて順次開業することとでございます。

三重県といたしましては、この集客能力のある施設が開業することにより周辺観光施設も連携しながら、お互いの活性化が期待されたり、地元の若者の就業先として安定定住を促進したり、近隣市町の農水産業の活性化が図られるなど、県内に波及する経済効果は計り知れません。

その中で、昨年度の知事との1対1対談で、知事から、今までは県は公平な視点で開発許可を行う立場として、プロジェクトに対して一定の距離を置かざるを得なかったが、よりよいものにしていくフェーズに移ってきた段階においては、窓口を一本化して、しっかり助言、調整する方向で検討したいとの趣旨の発言がございました。

来客数、年間600万人から800万人、1日來客者数、最大約2万7000人。1日の來客車両が約8200台、従業員最大数1000人、関係車両1日約900台と推定されております。

V I S O Nへのアクセスについては、伊勢自動車道上り線のスマートインターチェンジと国道42号からでありますか、感覚的に周辺道路が渋滞することが予想されます。開発の事前協議から、国、NEXCO中日本などと接続

道路の改良は適切にされているとは思いますが、生活道路であります周辺道路に影響を与えないか不安を訴える人もみえます。

V I S O N側では、地元交通会社と共に、J R多気駅、松阪駅、セントレア空港からのシャトルバスなどを考えたり、現地町周辺の誘導員を適時配置し、渋滞対策を考えているようでございます。

そこで、V I S O N開業に向けて、周辺の渋滞対策をどのように考えて行っていくのか、お聞かせいただきたいと思います。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水野宏治）** V I S O N開業に伴う周辺道路の交通渋滞緩和対策についてお答えさせていただきます。

V I S O Nへのアクセスにつきましては、伊勢自動車道の上り線から直結する多気ヴィソンスmartインターチェンジが開業に合わせて開通する予定でございます。また、もう一つのアクセス道路である国道42号にも、左折レーンや右折レーンが増設される予定でございます。

県といたしましても、多気町色太地内において、国道368号の道路拡幅工事を行っており、今年6月に完成する予定でございます。

V I S O N開業後につきましては、スマートインターチェンジ協議会で交通状況の調査を行う予定としております。この調査結果を踏まえ、関係者と役割分担を明確にしながら、必要な対策等を検討してまいります。

〔22番 濱井初男議員登壇〕

○**22番（濱井初男）** 再質問いたします。

インバウンドが戻って、来場者が徐々に増加していくことも予想されることから、多気町内の渋滞解消に向けた道路整備の進捗状況及び知事と多気町長との1対1対談でも話題に上がりましたが、県道松阪度会線バイパス事業についても、その取組状況をお伺いします。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水野宏治）** 多気町内の県道整備の進捗状況と松阪度会線バイパスの整備についてお答えさせていただきます。

まず、国道368号は緊急輸送道路でございます。先ほど答弁いたしました色太地内における拡幅工事に加え、勢和振興事務所付近の拡幅工事にも新たに着手するために来年度から測量設計を行う予定でございます。

県道勢和兄国松阪線につきましては、これは小学校の通学路でもあり、昨年度から拡幅工事に着手し、引き続き、用地取得や工事を進めてまいります。

県道片野飯高線につきましては、勢和小学校付近900メートルで今年度から歩道整備に着手したところであり、引き続き工事を進めてまいります。

県道松阪度会線のバイパス等の整備につきましては、地元より強い要望があることは承知しております。VISION開業後の交通状況や、国道368号、県道勢和兄国松阪線などの進捗状況も踏まえながら、整備に関する課題の抽出や整理などの具体化に向けた検討を行ってまいります。

〔22番 濱井初男議員登壇〕

○22番（濱井初男） 多気町は、かなり道路状況が遅れているんじゃないかなと私は思っておりますので、ぜひともよろしく願い申し上げたいと思います。

来年10月でしたか、道路交通センサスが行われる予定ですよ、たしか。そういうことも踏まえて、やっぱり事後についても、しっかりと対応していただくと、要望させていただきたいと思います。よろしく願います。

そして、ちょっとついでもございますが、スーパーシティ構想は、非常に住民生活の利便性向上、よりよい未来都市、地域づくりを目指している方向でございまして、私も大いに期待しておりますが、個人情報・プライバシーの問題やセキュリティーの課題等が多々ございます。そこにも県の役割がございまして、住民合意をどう取るか。規制緩和上の課題については、市町と共に取り組む必要があると思います。

今後の進展に伴って、国、市町、そして事業者とはしっかり相談しながら、県の役割を果たしていただくよう私からも要望いたしまして、次の質問に移ります。

南部地域への教育旅行についてでございます。

今年度の新型コロナウイルス感染症禍において、例年であれば県外を行き先としていた学校の教育旅行が困難となる中、県南部地域を行き先とする自然体験などを行う教育旅行に対する支援策は大きな効果があったと考えます。

行く先を県内に変更して、教育旅行が実施できたことによって、子どもたちだけでなく、学校、保護者からも子どもたちの思い出づくりができてよかったと、このように伺っております。

しかし、これだけにとどまらない効果があったと私は考えております。

特に、県北部の子どもたちには、今回の教育旅行によって、県南部について様々な学びとなるよい機会となったのではと、このように思います。

例えば、私の地元であります大台町は、清流宮川や大杉谷など、都市部にはない豊かな自然が魅力であり、産業として農林業などが盛んな地域でございます。今年度の教育旅行では、大台町内で林業について学び、実際の作業体験や、木材を使った写真立て作りをした学校が幾つかあったと聞いております。大台町では、林業体験、そして森林教育、豊かな自然の中で川遊びを通じた環境学習やSUPやカヤックなどを楽しむ野外スポーツが体験でき、気候がよい季節にはぜひ教育旅行先に選んでいただきたいと、このように思っております。

令和3年度当初予算に教育旅行に係る予算が計上され、その効果が期待されています。しかし、今後も支援の有無にかかわらず、県南部が教育旅行の行き先として選んでもらうためには、さらなる工夫が必要ではないでしょうか。

そこでお伺いいたします。

より多くの子どもたちに南部地域を訪れてもらうために、県は今後どのように取り組んでいかれるのか、お考えをお聞かせください。

〔横田浩一地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○地域連携部南部地域活性化局長（横田浩一） それでは、今後も、県南部地域を教育旅行の目的地として選択してもらうためには、どのような取組を行っていくのかという点についてお答えさせていただきます。

令和2年度の南部地域体験教育旅行促進事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、県外への教育旅行の実施が難しいこと、県南部地域には多様で豊かな自然や歴史、文化を有しており、その魅力をより多くの県内の児童・生徒に認識していただきたいこと、それから、宿泊・観光業や土産物販売業など、新型コロナウイルス感染症により影響を大きく受けている地域経済の回復の一助となることなどから、南部地域への教育旅行の流れができるよう、実施したものでございます。

この事業では、県内の小・中・高等学校、特別支援学校を合わせまして、延べ400校以上に上る学校に活用していただき、延べ2万4000人以上の児童・生徒に南部地域の自然や歴史、文化を体感していただきました。

その中で、学校等に対して実施しましたアンケートによりますと、子どもたちからは、自分たちの住んでいる三重県を再発見できた。南部地域の方の優しさを感じた、もっとふれあって話をしたい。干物作り体験で初めて魚をさばいた。焼いて食べた干物はとってもおいしかったなどの感想が寄せられております。

また、宿泊施設や体験施設からは、県外からの受入れが減った分を補うことができた。受入れが少ない平日の受入れを増やすことができたという声や、旅行実施後すぐに来年の予約が入ってありがたいなどの言葉もいただいております。

一方で、南部地域、特に東紀州地域になじみのない子どもたちもまだ少なくないことや、体験の待ち時間が長いと指摘を受けるといった、地域が教育旅行の受入れに慣れていないなどの課題も見られます。

こうした皆さんの声をお聞きし、今後も南部地域が教育旅行先として選ばれ続けるためには、直接的に旅行経費を補助する方法だけではなく、この取組を契機としまして、子どもたちに南部地域の豊かな自然や歴史、文化への理解を一層深めていただき、魅力を感じていただくことが大切だと考えております。その魅力の一層の向上と発信の取組を進めていくとともに、宿泊施設や体験施設など、教育旅行の受入体制をブラッシュアップしていく必要が

あると考えています。

このことから、南部地域活性化局におきましては、南部地域体験教育旅行促進事業と併せまして、今年度、まず、小・中学生の世界遺産に関する自主的な学びにつながるよう、学習用資料としまして熊野古道ノートを作成しているところをごさいます。また、南部地域の自然体験の魅力を紹介するため、例えば具体的には、大台町の登山、川のアクティビティツーリズムの活動や、それから、鳥羽市のトロサワラが水揚げされる漁港の見学、それから島の暮らしや文化の紹介など10件ほどの活動を新たに取材しておりまして、観光三重の公式サイトに順次掲載し、その情報を発信してまいります。

さらに、学校からのアンケート結果等を教育委員会や市町、旅行者にフィードバックして、具体的な教育旅行計画検討の参考としていただきたいと思ひますし、様々な主体と連携しながら体験内容の一層の充実や宿泊施設等の受入体制の整備を図るとともに、学びにつながる魅力を発信する取組に力を入れ、南部地域を行き先とする教育旅行の流れをより大きなものにしてまいりたいと思ひます。

〔22番 濱井初男議員登壇〕

○22番（濱井初男） ありがとうございます。

次に、ツキノワグマの対策についてお伺ひしたいと思ひます。

昨年、NPO法人大杉谷自然学校のお世話で四日市大学環境情報学部准教授の橋本幸彦先生の講演がございました。ツキノワグマとの付き合い方がございました。

講演から教示されることも含めて質問させていただきます。

大台町では、昨年7月から目撃が多発いたしまして、8月に2件の人身事故がございました。一般的にツキノワグマの出没の原因としては、餌不足が挙げられることが多いんですけども、昨年を目撃情報や被害多発の原因には、餌不足に加えて、2年前のドングリ豊作時にたくさん子熊が産まれた。そして、その子熊の親離れ時期に当たること。二つ目が、人間の入山数が減り、人間の怖さを学習する機会の減少。三つ目が、本州ツキノワグマの生息

域が紀伊半島に拡大してきている仮説の三つと考えられております。

当初、三重県にはツキノワグマは生息していないと考えられていましたが、2015年に、いなべ市のほうでツキノワグマが捕獲されました。三重県が滋賀県との県境に放獣し、滋賀県で人身事故が発生したとも疑われた事案がございました。後に、無関係と判明いたしたところでございますが、そのときに捕獲されたツキノワグマは本州由来のツキノワグマと考えられています。

他にも、北部での目撃情報が増加していることから、独立した個体群として認識されている紀伊半島の地域個体群でありますけれども、本州からの個体群が流入してきているのではというこの可能性を今後検証されるべきでございます。

ツキノワグマは、三重県においては、あくまでも保護獣に指定されております。希少種といたしまして保護するためにも、まずは、住民が行政と共に行うべきです。これらの対策は、一般的な獣害対策でも同様に言えることでもあります。一般的な獣害対策に加え、ツキノワグマに人間の居住地、もしくは、里山であることを知らせる警鐘の設置や、柿や栗などの全摘を徹底していくなど、まだまだ実施していない対策であります。

また、ツキノワグマに出会わない対策を周知徹底する必要がございます。

あわせて県は、環境省、そして大学等の専門家や研究者、市町に働きを行い、生息調査を行いながら、環境省の特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン、クマ類編を参考にして、ツキノワグマの保護・管理計画を早急に作成していただきたいと、このように思います。

また、紀伊半島、これは三重県、奈良県、和歌山県、ここの保護管理ユニットをベースといたしました広域的な保護・管理が必要であるため、3県の連携も視野に策定をお願いしたいと思います。

もちろん、生息数の増加や紀伊半島個体群への本州ツキノワグマの流入などにより、保護獣でなくなる可能性も否定できません。しかし、生息数調査、食性調査、食物資源量調査、行動範囲調査などの調査もしないうちから可能性を語るよりは、まずはできることから始めていく必要がございます。

そこでお伺いします。

生息数等の調査と保護・管理計画の策定について、県の取組についてお聞かせ願います。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） それでは、県内のツキノワグマの実態把握と、それから計画的な保護管理についてということで御答弁させていただきます。

三重県内のツキノワグマは、環境省のレッドデータブックにおきまして、三重県、奈良県、和歌山県の3県にまたがる地域に生息する紀伊半島個体群として絶滅のおそれのある地域個体群に分類されておりまして、鳥獣保護管理法におきましても、平成6年以降、狩猟が禁止されておるといってございまして。

こうした背景から、三重県では、平成16年にツキノワグマを三重県自然環境保全条例に基づき、保護指針を定めまして希少野生動植物種に指定し、保護を行っております。

なお、県内のツキノワグマの生息数は、狩猟頭数等に基づく県の調査におきまして、昭和55年頃で58頭前後、それから昭和60年頃で30頭前後と推計されております。

近年の個体数の推計データはございませんが、平成30年度に環境省がまとめた調査報告において、紀伊半島個体群の生息エリアは拡大傾向にあることなどが分かっております。

また、同年度に県が実施した専門家へのヒアリングでは、最近の目撃情報等を加味しますと、個体数が大きく増減していることはないとの意見をいただいております。

一方で、近年、人身被害や人里での目撃情報も多数報告が寄せられ、有害鳥獣捕獲時のわなへの錯誤捕獲等も発生するなど、人とツキノワグマの生活エリアがオーバーラップすることによるあつれきが顕在化してきております。このため、人とツキノワグマが適度な距離を保ち、上手にすみ分けを行っていく上で、最新の個体数の状況に基づく保護・管理を計画的に行うことが重

要であるというふうに考えております。

今後は、最新の個体数の状況を把握するため、環境省をはじめ、奈良県、和歌山県と連携し、紀伊半島全体のツキノワグマの効率的な個体数の推計手法の検討を行ってまいります。その上で、三重県自然環境保全審議会の意見等も踏まえ、保護・管理のための計画策定の必要性等を含めて検討を進めてまいります。

〔22番 濱井初男議員登壇〕

○22番（濱井初男） ありがとうございます。

現在、三重県ツキノワグマ出没等対応マニュアルというのは作られておるわけですが、やっぱり保護・管理計画というのは、目標が、一つ目が地域個体群の健全な維持、それから二つ目が人身被害、そして精神被害の防止による安全・安心の確保、それから三つ目が農林漁業の被害の軽減、大きく分けてこんなものかなというふうに思っておりますけれども、これに基づきながら様々な計画内容を講じる必要があると思います。

国への予算要望が必要だと思うんですが、順次できるところから、ぜひとも取り組んでいただきたいと思っております。

そして、この生息状況の結果で、より広域的な保護・管理も必要になってくる、このことも考えられます。3県で足並みをそろえてにはなりませんけれども、それ以上に、ひょっとしたらほかの県も関わってくる可能性があると私は考えておるんです。

知事には、今回は通告をしておりませんで、ぜひとも、3県の知事会議でこういった問題も、取り上げていただきながら、話題に上げていただければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。これは要望という形なんですかね。はい、ぜひお願いしたいと思っております。

何でしたら。申し訳ありません。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 何でしたらということで答弁するのは、なかなかあんまりないですけども。

紀伊半島知事会議の議題は事務方からしっかり積み上げて議論してやっておりますので、知事会議で取り上げるかどうかは別として、3県でしっかり、先ほど前田部長が申し上げたとおり、実態的にしっかり連携して取り組む方法をしっかり考えていきたいと思えます。

〔22番 濱井初男議員登壇〕

○22番（濱井初男） ありがとうございます。ぜひともよろしく願ひいたします。

最後に、東又谷の復旧工事について、お伺ひいたしたいと思えます。

平成16年の台風21号と、そして平成23年の台風12号によりまして発生しました崩壊、これ以降、平成20年度復旧治山事業をはじめといたしまして、毎年復旧治山事業や自然災害防止事業を進めていただいております。深く感謝を申し上げます。

これまでの全体計画は、令和3年度が完成期限となっておりますが、工事現場の現状変化による流路工施工に適さない状況になったことなどから、流路工の代替案として、谷止工を施工しながら、ちょっと仮ですが、安定を図るなど工事の変更を今回行い、全体計画期間は令和5年度に延長する旨、説明を松阪農林事務所から受けたところでございます。

地元住民への丁寧な説明が必要なんですけれども、その点、確認させていただきたいと思えますし、この工事で、令和5年で万全な状態になるのかどうか、併せてお答えいただければと思えますが、よろしく願ひします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） それでは、大台町の東又谷の治山事業についてということで御答弁させていただきます。

東又谷の治山事業につきましては、令和元年度までに7基の治山ダムの新設、それから溪流に異常に堆積した土砂や流木の除去というような取組をしてきたところでございます。

そうした中で、しかしながら災害発生以降、台風等の影響で地形が大きく変わったと。それから仮設道路の被災というようなことから、本年度復旧工

法の変更や事業期間を2年間延長するという見直しを行いました。

今後の取組としましては、流路工の施工や新たに谷止工を1基整備することとしておりまして、令和5年度の完成を目指しております。

計画変更に伴う地元説明については、大台町治山治水砂防連絡会議、これは大台町も入ってもらっていますけれども、そういうところで全体計画の変更や進捗状況に関して情報共有を行いますとともに、地元住民の皆さんへ松阪農林事務所のほうから地元の区長も通じて、丁寧に説明を現在行っているところでございます。

〔22番 濱井初男議員登壇〕

○22番（濱井初男） ありがとうございます。承知いたしました。

それから、これは要望になってくるんですけども、野又谷のほうですけども、ここに山腹崩壊が起こっております、木がなぎ倒されておる様子が見えますし、ドローンなんかでも調べていただいたこともあるんですけども、この被害を食い止めるために、最小限に抑えるための詳細調査を、対策を講じていただくよう強く求めさせていただいて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（服部富男） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。

会 議 時 間 の 延 長

○副議長（服部富男） この際、会議時間の延長についてお諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により午後7時まで延長いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（服部富男） 御異議なしと認め、本日の会議時間は午後7時まで延長することに決定いたしました。

休 憩

○副議長（服部富男） 暫時休憩いたします。

午後 3 時21分休憩

午後 4 時45分開議

開 議

○議長（日沖正信） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸 報 告

○議長（日沖正信） 去る 2 月25日予算決算常任委員会に付託いたしました議案第 3 号、議案第 4 号、議案第22号及び議案第56号について、審査報告書が予算決算常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
3	令和 2 年度三重県一般会計補正予算（第 1 2 号）
4	令和 2 年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第 3 号）
2 2	三重県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例案
5 6	令和 2 年度三重県一般会計補正予算（第 1 3 号）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和 3 年 3 月 2 日

三重県議会議長 日沖 正信 様

予算決算常任委員長 杉本 熊野

委 員 長 報 告

○議長（日沖正信） 日程第2、議案第3号、議案第4号、議案第22号及び議案第56号を一括して議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。杉本熊野予算決算常任委員長。

〔杉本熊野予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（杉本熊野） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案のうち、3月2日までに審査を終えるよう期限を付されました議案第3号令和2年度三重県一般会計補正予算（第12号）ほか3件につきましては、去る2月26日、該当の分科会で詳細な審査を行った後、本日、本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（日沖正信） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

採 決

○議長（日沖正信） これより採決に入ります。

議案第3号、議案第4号、議案第22号及び議案第56号を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（日沖正信） 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（日沖正信） お諮りいたします。明3日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認め、明3日は休会とすることに決定いたしました。

3月4日は引き続き定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（日沖正信） 本日はこれをもって散会いたします。

午後4時50分散会